

## 加東市国民保護計画（案）新旧対照表

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

第1編 総 論	第1編 総 論	
<p><b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b></p> <p>市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、加東市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。</p> <p><b>1 市の責務及び市保護計画の位置づけ</b></p> <p>(1) 計画作成に当たっての基本的考え方 市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、以下の基本的考え方のもと、市保護計画を作成する。            ① 国民保護法制の役割 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態等_____における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「武力攻撃事態対処法」という。）など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。このような法制による仕組みがあつてはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。            ②・③ (略)            ④ 阪神・淡路大震災等の教訓の反映 武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえたこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、加東市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）との整合性を図るよう努める。</p> <p>(2) 市の責務 市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>【市が実施する国民保護措置】（法第16条第1項） (略)</p> <p>(3)・(4) (略)            (5) 市保護計画の対象 市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域_____を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。_____）</p>	<p><b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b></p> <p>市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、加東市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。</p> <p><b>1 市の責務及び市保護計画の位置づけ</b></p> <p>(1) 計画作成に当たっての基本的考え方 市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、以下の基本的考え方のもと、市保護計画を作成する。            ① 国民保護法制の役割 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態等<b>及び存立危機事態</b>における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「_____事態対処法」という。）など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。このような法制による仕組みがあつてはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。            ②・③ (略)            ④ 阪神・淡路大震災等の教訓の反映 武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえたこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、加東市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）との整合_____を図るよう努める。</p> <p>(2) 市の責務 市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県（以下「県」という。）の<b>兵庫県国民保護計画</b>（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>【市が実施する国民保護措置】（法第16条第1項） (略)</p> <p>(3)・(4) (略)            (5) 市保護計画の対象 市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や<b>市域</b>を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。以下、これらを_____）</p>	<p>平成27年の改称を踏まえ修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>国民保護法の言葉に合わせ修正</p>

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>_____）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」）という。）を保護の対象とする。</p> <p><b>2 市保護計画の構成（略）</b></p> <p><b>3 市保護計画の見直し、変更手続</b></p> <p>(1) 市保護計画の見直し 市保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。 市保護計画の見直しに当たっては、____市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。</p> <p>(2) 市保護計画の変更手続 市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、____県知事（以下「知事」という。）と協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。</p> <p>【軽微な変更】（令5）（略）</p>	<p>「<u>市民</u>」といふ。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これを「<u>市民等</u>」といふ。）を保護の対象とする。</p> <p><b>2 市保護計画の構成（略）</b></p> <p><b>3 市保護計画の見直し、変更手続</b></p> <p>(1) 市保護計画の見直し 市保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。 市保護計画の見直しに当たっては、<u>加東</u>市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。</p> <p>(2) 市保護計画の変更手続 市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、<u>兵庫</u>県知事（以下「知事」という。）と協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。</p> <p>【軽微な変更】（令5）（略）</p>	<p>「市民」の定義を修正し、別に「市民等」を設ける。</p> <p>条例どおりの名称に修正</p> <p>字句の修正</p>
<p><b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b></p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。</p>	<p><b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b></p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。</p>	
<p>(1) <u>市民</u>の基本的人権の尊重 市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、<u>市民</u>の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。</p> <p>(2) <u>市民</u>の権利利益の迅速な救済（略）</p> <p>(3) <u>市民</u>に対する情報提供 市は、武力攻撃事態等においては、<u>市民</u>に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。</p> <p>(4) 関係機関相互の連携協力の確保（略）</p> <p>(5) <u>市民</u>の協力 ① <u>住民</u>の協力 市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、<u>住民</u>に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、<u>住民</u>の自発的な意思を尊重し、強制にわたることの</p>	<p>(1) <u>基本的</u>人権の尊重 市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、<u>その</u>自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。</p> <p>(2) <u>市民等</u>の権利利益の迅速な救済（略）</p> <p>(3) <u>市民等</u>に対する情報提供 市は、武力攻撃事態等においては、<u>市民等</u>に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。</p> <p>(4) 関係機関相互の連携協力の確保（略）</p> <p>(5) <u>市民等</u>の協力 ① <u>市民</u>の協力 市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、<u>市民</u>に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、<u>市民</u>の自発的な意思を尊重し、強制にわたることの</p>	<p>基本的人権の尊重は市民に限らないため、修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

ないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、市は、平素から国民保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアの活動環境の整備等の支援に努める。

② 企業・団体の協力 (略)

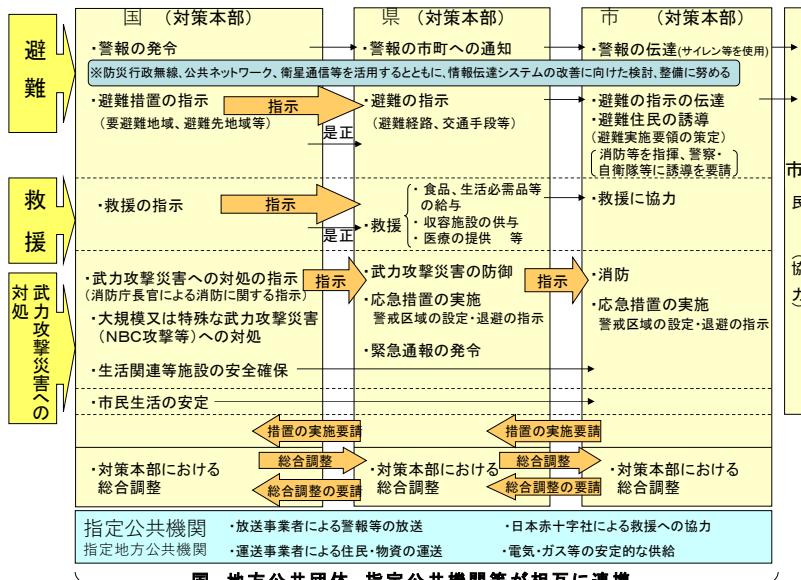
(6)～(8) (略)

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

**国民の保護に関する措置の仕組み**



(1) 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について市、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
-------	-----------

<改 正 後>

ないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、市民の自発的な協力が得られるよう、市は、平素から国民保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアの活動環境の整備等の支援に努める。

② 企業・団体の協力 (略)

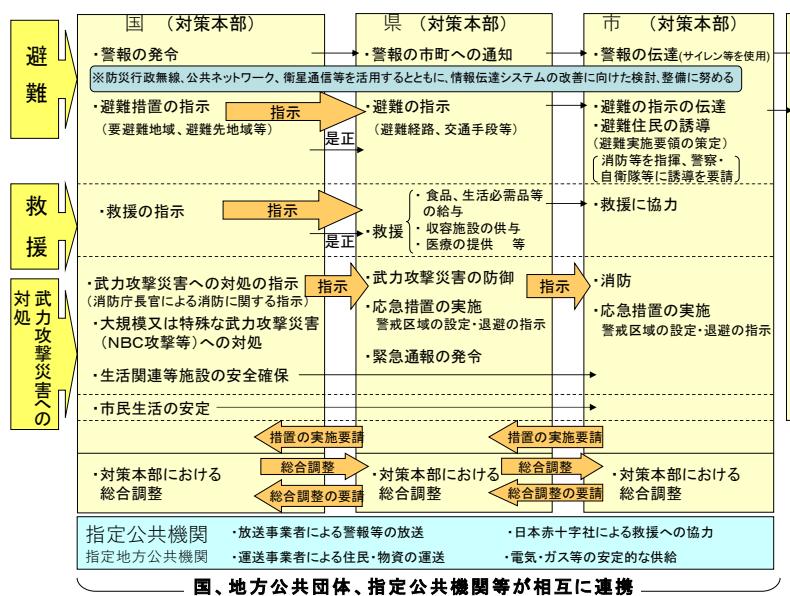
(6)～(8) (略)

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

**国民の保護に関する措置の仕組み**



(1) 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について市、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

<修正理由>

第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
-------	-----------

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

	<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
市	<p>1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>	<p>1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の<b>市民</b>の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正

【県】【自衛隊】 (略)

## 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	<u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税關	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

【県】【自衛隊】 (略)

## 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税關	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

記載位置の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

	2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧		2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧	
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安	近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安	
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安	神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安	
		大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保	
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置	東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置	
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供	神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供	
第五管区海上保安本部・第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	第五管区海上保安本部・第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	
		近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	

大阪空港事務所の追記

記載位置の修正

## 【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
〔放送事業者〕	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送  (指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ (指定地方公共機関) ㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西
〔運送事業者〕	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) ㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ (指定地方公共機関) ㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本ＪＲバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神バス㈱ (指定地方公共機関) 淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽電気鉄道㈱、六甲摩耶鉄道㈱ ③ 航空事業者 (指定公共機関) ㈱A I R D O 、㈱ソラシドエア、日本航空㈱、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ (指定地方公共機関) 日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、神戸電鉄㈱、(一財) 神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、能勢電鉄㈱、

## 【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
〔放送事業者〕	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送  (指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ (指定地方公共機関) ㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西
〔運送事業者〕	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) ㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ (指定地方公共機関) ㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本ＪＲバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神バス㈱ (指定地方公共機関) 淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ③ 航空事業者 (指定公共機関) ㈱A I R D O 、㈱ソラシドエア、日本航空㈱、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ (指定地方公共機関) 日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、神戸電鉄㈱、(一財) 神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、能勢電鉄㈱、

バス事業者の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>		<改 正 後>	<修正理由>
	<p>北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、六甲山観光㈱、WILLER TRAINS㈱</p> <p>⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運㈱</p> <p>⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会</p>	<p>北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、六甲山観光㈱、WILLER TRAINS㈱</p> <p>⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運㈱</p> <p>⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会</p>	
[電気通信事業者]	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>(指定公共機関) 西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱</p>	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>(指定公共機関) 西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱</p>	
[電気事業者]	<p>1 電気の安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関</p>	<p>1 電気の安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関</p>	
[ガス事業者]	<p>1 ガスの安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 大阪ガス㈱</p> <p>(指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPGガス協会</p>	<p>1 ガスの安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 大阪ガス㈱</p> <p>(指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPGガス協会</p>	
日本郵便㈱	<p>1 郵便の確保</p>	<p>1 郵便の確保</p>	平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正
[病院その他の医療機関]	<p>1 医療の確保</p> <p>(指定公共機関) (独) 国立病院機構</p> <p>(指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会</p>	<p>1 医療の確保</p> <p>(指定公共機関) (独) 国立病院機構</p> <p>(指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会</p>	
[河川管理施設、道路の管理者]	<p>1 河川管理施設、道路の管理</p> <p>(指定公共機関) (独) 水資源機構 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱</p> <p>(指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、<u>芦有開発㈱</u>、<u>芦有ドライブウェイ㈱</u></p>	<p>1 河川管理施設、道路の管理</p> <p>(指定公共機関) (独) 水資源機構 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱</p> <p>(指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、<u>芦有ドライブウェイ㈱</u></p>	道路を管理する指定地方公共機関の修正
日本赤十字社	<p>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p>	<p>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p>	
日本銀行	<p>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</p>	<p>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</p>	
【その他の関係機関】 (略)		【その他の関係機関】 (略)	
(2) 関係機関の連絡先 (略)		(2) 関係機関の連絡先 (略)	
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>			
<p>市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。</p>			
<p>市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について示す。</p>			

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>		<改 正 後>	<修正理由>							
(1) 地形	<p>加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約16.9km、南北約14.6km、総面積は157.49km<sup>2</sup>を有する。市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。</p> <p>地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがある。また加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。</p> <p>市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する粟鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約1,730km<sup>2</sup>、幹線流路延長約96kmの大河川で、市では延長約12kmで河川沿いに広大な平野を形成している。</p> <p>海拔高度は、三草山や東条湖北側の山地が400m級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は400から600m級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m以下であり多くは100～160mの範囲である。加古川やその支流沿いの平地は50m前後で、その両岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100mまでとなっている。</p> 	<p>加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約16.9km、南北約14.6km、総面積は157.55km<sup>2</sup>を有する。</p> <p>市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。</p> <p>地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがある。また加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。</p> <p>市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する粟鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約1,730km<sup>2</sup>、幹線流路延長約96kmの大河川で、市では延長約12kmで河川沿いに広大な平野を形成している。</p> <p>海拔高度は、三草山や東条湖北側の山地が400m級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は400から600m級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m以下であり多くは100～160mの範囲である。加古川やその支流沿いの平地は50m前後で、その両岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100mまでとなっている。</p> 	<p>市名の修正 総面積の修正 国民保護法の言葉に合わせ修正</p>							
(2) 気候	<p>市においては、気候は瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候である。瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多い。また、晚秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。</p> <p>西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値14.4℃、年間最高気温の平均値35.7℃、年間最低気温の平均値-6.3℃（いずれも1979～2017平均値）、年間降水量の平均値1,445mmである（1976～2017平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である9月も月平均降水量が多い。</p> <p>過去5ヵ年での年降水量は、2013年1,658mm、2014年1,520mm、2015年1,858mm、2016年1,763mm、2017年1,539mmと推移している。</p> <p>西脇アメダス資料より雨量関係の極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>月間降水量 mm</th> <th>日降水量 mm</th> <th>時間降水量 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順位</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm	順位				<p>市名の修正</p> <p>最新情報への修正</p> <p>降水量の詳細は国民保護計画には無関係なので、削除</p>
種別	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm							
順位										

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<table border="1"> <tr><td>1位</td><td>529 (2011.9)</td><td>224 (2015.7.7)</td><td>64 (1983.9.28)</td></tr> <tr><td>2位</td><td>466 (2013.9)</td><td>182 (2011.9.20)</td><td>61.5 (2014.8.24)</td></tr> <tr><td>3位</td><td>452 (1976.9)</td><td>167 (1983.9.28)</td><td>59 (2017.9.17)</td></tr> <tr><td>4位</td><td>423 (2006.7)</td><td>158 (1996.8.28)</td><td>57 (1996.8.28)</td></tr> <tr><td>5位</td><td>413 (2016.9)</td><td>145 (2004.10.20)</td><td>56 (1976.9.13)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(統計期間：1976.3～2018.2)</p>	1位	529 (2011.9)	224 (2015.7.7)	64 (1983.9.28)	2位	466 (2013.9)	182 (2011.9.20)	61.5 (2014.8.24)	3位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	59 (2017.9.17)	4位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)	5位	413 (2016.9)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)	<table border="1"> <caption>月別平均気温°C (1981～2010)</caption> <thead> <tr><th>月</th><th>気温°C</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>3</td></tr> <tr><td>2月</td><td>4</td></tr> <tr><td>3月</td><td>7</td></tr> <tr><td>4月</td><td>13</td></tr> <tr><td>5月</td><td>18</td></tr> <tr><td>6月</td><td>22</td></tr> <tr><td>7月</td><td>25</td></tr> <tr><td>8月</td><td>26</td></tr> <tr><td>9月</td><td>23</td></tr> <tr><td>10月</td><td>16</td></tr> <tr><td>11月</td><td>10</td></tr> <tr><td>12月</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	月	気温°C	1月	3	2月	4	3月	7	4月	13	5月	18	6月	22	7月	25	8月	26	9月	23	10月	16	11月	10	12月	5	<table border="1"> <caption>月別平均降水量(mm) (1981～2010)</caption> <thead> <tr><th>月</th><th>降水量mm</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>50</td></tr> <tr><td>2月</td><td>60</td></tr> <tr><td>3月</td><td>115</td></tr> <tr><td>4月</td><td>125</td></tr> <tr><td>5月</td><td>170</td></tr> <tr><td>6月</td><td>185</td></tr> <tr><td>7月</td><td>195</td></tr> <tr><td>8月</td><td>135</td></tr> <tr><td>9月</td><td>165</td></tr> <tr><td>10月</td><td>110</td></tr> <tr><td>11月</td><td>75</td></tr> <tr><td>12月</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>	月	降水量mm	1月	50	2月	60	3月	115	4月	125	5月	170	6月	185	7月	195	8月	135	9月	165	10月	110	11月	75	12月	50	<p>(3) 人口分布</p> <p>平成27年国勢調査によれば、市の総人口は、40,310人、世帯数15,086世帯、人口密度255.9人/km<sup>2</sup>である。人口分布は、社地域51%、滝野地域31%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は、2.7人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。</p>	<p>(3) 人口分布</p> <p>令和2年 国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人/km<sup>2</sup>である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世带平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。</p>
1位	529 (2011.9)	224 (2015.7.7)	64 (1983.9.28)																																																																									
2位	466 (2013.9)	182 (2011.9.20)	61.5 (2014.8.24)																																																																									
3位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	59 (2017.9.17)																																																																									
4位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)																																																																									
5位	413 (2016.9)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)																																																																									
月	気温°C																																																																											
1月	3																																																																											
2月	4																																																																											
3月	7																																																																											
4月	13																																																																											
5月	18																																																																											
6月	22																																																																											
7月	25																																																																											
8月	26																																																																											
9月	23																																																																											
10月	16																																																																											
11月	10																																																																											
12月	5																																																																											
月	降水量mm																																																																											
1月	50																																																																											
2月	60																																																																											
3月	115																																																																											
4月	125																																																																											
5月	170																																																																											
6月	185																																																																											
7月	195																																																																											
8月	135																																																																											
9月	165																																																																											
10月	110																																																																											
11月	75																																																																											
12月	50																																																																											

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

平成27年の人口は、平成22年に比べ増加している。増加数は129人、増加率は+0.3%である。その内訳は、社地域-404人、滝野地域+448人、東条地域は+85人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は25.3%で、65歳以上親族のいる世帯の割合は42.6%、うち高齢単身世帯は19.9%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が42.2%、滝野地域が37.4%、東条地域が52.3%である。

平成27年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,310人	15,086世帯	255.9人/km <sup>2</sup>	2.7人

地区別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,471(51%)	9,869	10,602	7,835
滝野地域	12,468(31%)	6,188	6,280	4,566
東条地域	7,371(18%)	3,562	3,809	2,685
加東市計	40,310(100%)	19,619	20,691	15,086

資料) 平成27年国勢調査

年齢別・地区別人口

単位:人

区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数
社地域	2,614(13%)	12,738(62%)	5,015(24%)	20,471(100%)
滝野地域	1,883(15%)	7,585(61%)	2,933(24%)	12,468(100%)
東条地域	929(13%)	4,199(57%)	2,213(30%)	7,371(100%)
加東市計	5,426(14%)	24,522(61%)	10,161(25%)	40,310(100%)

資料) 平成27年国勢調査 (ただし総数は年齢不詳を含む)

昼夜間人口 (略)

## (4) 道路の位置等

市域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。

一般道路は、幹線道路である国道175号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。

国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社IC（インターチェンジ。以下同じ。）で接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、篠山市との分水嶺を横断する。

県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176号（大阪市～京都府宮津市）に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号（厚利～社）と東条地域内で交差している。

自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条ICと滝野社ICを有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条ICは、平成8年に開設され、平成12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は26.4%で、65歳以上の世帯員のいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

平成27年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,645人	17,070世帯	258.0人/km <sup>2</sup>	2.4人

地区別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,517(50%)	10,002	10,515	8,998
滝野地域	12,601(31%)	6,236	6,365	5,035
東条地域	7,527(19%)	3,718	3,809	3,037
加東市計	40,645(100%)	19,956	20,689	17,070

資料) 令和2年国勢調査

年齢別・地区別人口

単位:人

区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数
社地域	2,486(12%)	12,178(59%)	5,379(26%)	20,517(100%)
滝野地域	1,671(13%)	7,539(60%)	3,131(25%)	12,601(100%)
東条地域	962(13%)	4,127(55%)	2,247(30%)	7,527(100%)
加東市計	5,119(13%)	23,844(59%)	10,757(26%)	40,645(100%)

資料) 令和2年国勢調査 (ただし総数は年齢不詳を含む)

昼夜間人口 (略)

## (4) 道路の位置等

市の区域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。

一般道路は、幹線道路である国道175号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。

国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社IC（インターチェンジ。以下同じ。）で接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、丹波篠山市との分水嶺を横断する。

県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176号（大阪市～京都府宮津市）に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号（厚利～社）と東条地域内で交差している。

自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条ICと滝野社ICを有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条ICは、平成8年に開設され、平成12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。

国民保護法の言葉に合わせ修正

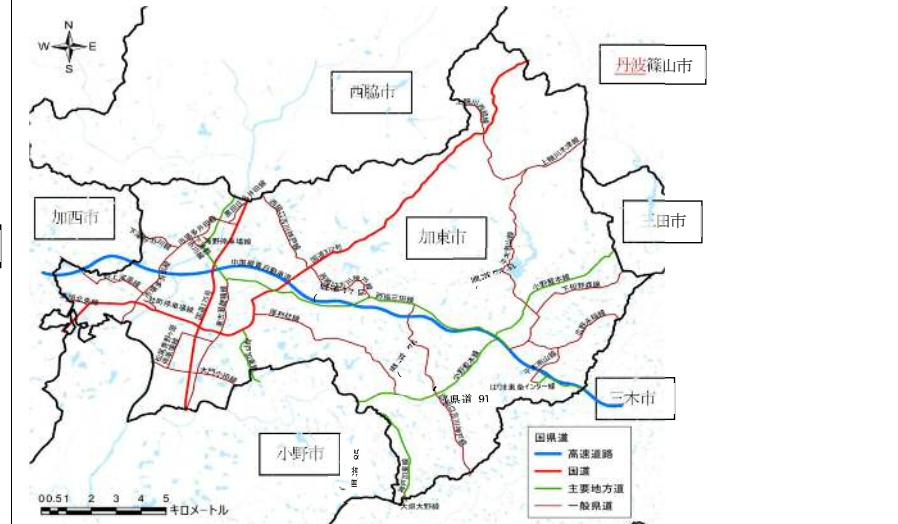
市名の修正

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>中国縦貫自動車道は、吉川JCT（ジャンクション）で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。 なお、道路関連施設として、ひょうご東条IC入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道にPA（パーキングエリア）がある。</p>  <p>(5) 鉄道の位置等 鉄道は、西日本旅客鉄道の加古川線（山陽本線加古川駅～福知山線谷川駅）が、市の西部を流れる加古川右岸沿いに北上しており、社町駅、滝野駅、滝駅の3駅がある。市域では、電化されているが単線である。 加古川線は、東播磨臨海部から北播磨地域を通り丹波地域に至る、県民の地域間連携・交流を促進する鉄道である。また、1995年の阪神・淡路大震災時には寸断された山陽本線の迂回路として利用された。リダンダンシーの観点からも重要な鉄道である。 注) リダンダンシー：冗長性、代替機能 (6) 自衛隊施設等 (略)</p>	<p>中国縦貫自動車道は、吉川JCT（ジャンクション）で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。 なお、道路関連施設として、ひょうご東条IC入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道にPA（パーキングエリア）がある。</p>  <p>(5) 鉄道の位置等 鉄道は、西日本旅客鉄道の加古川線（山陽本線加古川駅～福知山線谷川駅）が、市の西部を流れる加古川右岸沿いに北上しており、社町駅、滝野駅、滝駅の3駅がある。_____電化されているが単線である。 加古川線は、東播磨臨海部から北播磨地域を通り丹波地域に至る、県民の地域間連携・交流を促進する鉄道である。また、1995年の阪神・淡路大震災時には寸断された山陽本線の迂回路として利用された。リダンダンシーの観点からも重要な鉄道である。 注) リダンダンシー：冗長性、代替機能 (6) 自衛隊施設等 (略)</p>	<p>国道 372 号線の変更に伴う 図の修正 市名の修正 字句の修正 字句の修正</p>
---	--	---

## 第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画においては、以下のとおり県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。  
なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的条件を踏まえた留意点等については、今後も県、国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

### 1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態対処法第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）及び存立危機事態の定義は、以下のとおりである。

## 第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画においては、以下のとおり県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。  
なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的条件を踏まえた留意点等については、今後も県、国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

### 1 武力攻撃事態等

事態対処法第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

字句の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p><b>【武力攻撃事態】</b> 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p><b>【武力攻撃予測事態】</b> 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>市保護計画においては、武力攻撃事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。<u>※</u>県保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態を対象としている。<u>なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</u></p> <p>① 着上陸侵攻 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③ 弹道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃</p> <p>武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。</p> <p>(1) 武力攻撃事態の類型</p> <p>表 (略)</p> <p>※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、<u>市域</u>だけでなく<u>県域</u>を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長からの具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。</p> <p>このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国及び県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。</p> <p>(2) NBC攻撃の場合の対応 (略)</p> <p><b>2 緊急対処事態</b></p> <p>武力攻撃事態対処法第22条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。</p> <p><b>【緊急対処事態】</b> 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの</p> <p>市保護計画においては、緊急対処事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。<u>※</u>県保護計画では、基本指針において想定されている緊急対処事態を対象としている。<u>基本指針においては、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のとおり事態例及びその被害の概要が想定されている。</u></p> <p><b>【攻撃対象施設等による分類】</b> (略)</p>	<p><b>【武力攻撃事態】</b> 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p><b>【武力攻撃予測事態】</b> 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>市保護計画においては、武力攻撃事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。<u>また、</u>県保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態を対象として<u>おり、</u><u>基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</u></p> <p>① 着上陸侵攻 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③ 弹道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃</p> <p>武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。</p> <p>(1) 武力攻撃事態の類型</p> <p>表 (略)</p> <p>※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、<u>市の区域</u>だけでなく<u>県の区域</u>を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長からの具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。</p> <p>このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国及び県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。</p> <p>(2) NBC攻撃の場合の対応 (略)</p> <p><b>2 緊急対処事態</b></p> <p>事態対処法第22条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。</p> <p><b>【緊急対処事態】</b> 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの</p> <p>市保護計画においては、緊急対処事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。<u>また、</u>県保護計画では、基本指針において想定されている緊急対処事態を対象として<u>おり、</u><u>基本指針においては、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のとおり事態例及びその被害の概要が想定されている。</u></p> <p><b>【攻撃対象施設等による分類】</b> (略)</p>	字句の修正
		国民保護法の言葉に合わせ修正
		字句の修正
		字句の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

【攻撃手段による分類】			
分 類	事 態 例	被害の概要	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生</li> <li>・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり</li> <li>・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様</li> </ul>	字句の修正
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様	
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様	
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似	
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の破壊に伴う人的被害が発生 (施設の規模によって被害の大きさが変化)</li> <li>・攻撃目標である施設周辺への被害も予想</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生</li> <li>・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>	
【攻撃手段による分類】			
分 類	事 態 例	被害の概要	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生</li> <li>・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり</li> <li>・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様</li> </ul>	字句の修正
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様	
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様	
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似	
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の破壊に伴う人的被害が発生 (施設の規模によって被害の大きさが変化)</li> <li>・攻撃目標である施設周辺への被害も予想</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生</li> <li>・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>	

## 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

## 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、平素からの備えについて定める。

## 1 初動体制の整備 (略)

## 2 消防機関の体制

## (1) 北はりま消防組合（加東消防署）における体制

北はりま消防組合（加東消防署）は、市における参考基準等と同様に、北はりま消防組合（加東消防署）における初動体制を整備するとともに、職員の参考基準を定める。その際、市は、北はりま消防組合（加東消防署）における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における北はりま消防組合（加東消防署）との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等 (略)

## 第2 関係機関との連携体制の整備

## 第1章 組織・体制の整備等

## 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、平素からの備えについて定める。

## 1 初動体制の整備 (略)

## 2 消防機関の体制

## (1) 北はりま消防組合（加東消防署）における体制

北はりま消防組合（加東消防署）は、市における参考基準等と同様に、北はりま消防組合（加東消防署）における初動体制を整備するとともに、職員の参考基準を定める。その際、市は、北はりま消防組合（加東消防署）における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における北はりま消防組合（加東消防署）との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等 (略)

## 第2 関係機関との連携体制の整備

字句の修正

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。</p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 近接市町との連携</b></p> <p>(1) <b>近接市町との連携</b> 市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。 この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。</p> <p>【参考：防災のための相互応援協定等一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等名称</th> <th>締結日</th> <th>協定等先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定</td> <td>平成18年11月1日</td> <td>県及び県内全市町</td> </tr> <tr> <td>東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定</td> <td>平成18年11月1日</td> <td>東播磨及び北播磨地域内市町</td> </tr> <tr> <td>義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定</td> <td>平成24年3月1日</td> <td>赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、篠山市、三次市、山鹿市</td> </tr> <tr> <td>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</td> <td>平成17年9月1日</td> <td>県、各市町、関係事務組合等</td> </tr> <tr> <td>兵庫県水道災害相互応援に関する協定</td> <td>平成22年4月1日</td> <td>県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会</td> </tr> <tr> <td>兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定</td> <td>平成8年1月16日</td> <td>県及び県下自治体病院開設市町事務組合、病院組合</td> </tr> <tr> <td>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</td> <td>平成28年10月1日</td> <td>姫路市、相生市、加古川市、小野市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、兵庫県行政書士会</td> </tr> <tr> <td>兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互</td> <td>平成29年7月6日</td> <td>宇治田原町</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考：防災のための相互応援協定等一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等名称</th> <th>最最終締結日</th> <th>協定等先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定</td> <td>平成18年11月1日</td> <td>県及び県内全市町</td> </tr> <tr> <td>東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定</td> <td>平成18年11月1日</td> <td>東播磨及び北播磨地域内市町</td> </tr> <tr> <td>播磨広域防災連携協定</td> <td>平成26年4月22日</td> <td>播磨地域内市町</td> </tr> <tr> <td>義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定</td> <td>平成25年4月1日</td> <td>赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、三次市、山鹿市</td> </tr> <tr> <td>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県水道災害相互応援に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互</td> <td>平成29年7月6日</td> <td>宇治田原町</td> </tr> </tbody> </table>	協定等名称	締結日	協定等先	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町	義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成24年3月1日	赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、篠山市、三次市、山鹿市	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	県、各市町、関係事務組合等	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成22年4月1日	県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	県及び県下自治体病院開設市町事務組合、病院組合	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	平成28年10月1日	姫路市、相生市、加古川市、小野市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、兵庫県行政書士会	兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互	平成29年7月6日	宇治田原町	協定等名称	最最終締結日	協定等先	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町	播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	播磨地域内市町	義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成25年4月1日	赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、三次市、山鹿市	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定			兵庫県水道災害相互応援に関する協定			兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定			大規模災害時における被災者支援協力に関する協定			兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互	平成29年7月6日	宇治田原町	<p>市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。</p> <p><b>1・2 (略)</b></p> <p><b>3 近接市町との連携</b></p> <p>市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。</p> <p>この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。</p> <p>【参考：防災のための相互応援協定等一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等名称</th> <th>最最終締結日</th> <th>協定等先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定</td> <td>平成18年11月1日</td> <td>県及び県内全市町</td> </tr> <tr> <td>東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定</td> <td>平成18年11月1日</td> <td>東播磨及び北播磨地域内市町</td> </tr> <tr> <td>播磨広域防災連携協定</td> <td>平成26年4月22日</td> <td>播磨地域内市町</td> </tr> <tr> <td>義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定</td> <td>平成25年4月1日</td> <td>赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、三次市、山鹿市</td> </tr> <tr> <td>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県水道災害相互応援に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互</td> <td>平成29年7月6日</td> <td>宇治田原町</td> </tr> </tbody> </table>	協定等名称	最最終締結日	協定等先	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町	播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	播磨地域内市町	義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成25年4月1日	赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、三次市、山鹿市	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定			兵庫県水道災害相互応援に関する協定			兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定			大規模災害時における被災者支援協力に関する協定			兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互	平成29年7月6日	宇治田原町
協定等名称	締結日	協定等先																																																																																						
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町																																																																																						
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町																																																																																						
義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成24年3月1日	赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、篠山市、三次市、山鹿市																																																																																						
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	県、各市町、関係事務組合等																																																																																						
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成22年4月1日	県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会																																																																																						
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	県及び県下自治体病院開設市町事務組合、病院組合																																																																																						
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	平成28年10月1日	姫路市、相生市、加古川市、小野市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、兵庫県行政書士会																																																																																						
兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互	平成29年7月6日	宇治田原町																																																																																						
協定等名称	最最終締結日	協定等先																																																																																						
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町																																																																																						
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町																																																																																						
播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	播磨地域内市町																																																																																						
義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成25年4月1日	赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、三次市、山鹿市																																																																																						
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定																																																																																								
兵庫県水道災害相互応援に関する協定																																																																																								
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定																																																																																								
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定																																																																																								
兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互	平成29年7月6日	宇治田原町																																																																																						
協定等名称	最最終締結日	協定等先																																																																																						
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町																																																																																						
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町																																																																																						
播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	播磨地域内市町																																																																																						
義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成25年4月1日	赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、三次市、山鹿市																																																																																						
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定																																																																																								
兵庫県水道災害相互応援に関する協定																																																																																								
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定																																																																																								
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定																																																																																								
兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互	平成29年7月6日	宇治田原町																																																																																						

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

応援協定		
------	--	--

## (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C 対応可能部隊数やN B C 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

## 【参考：消防応援協定一覧】

協定等名称	締結日	協定等先
兵庫県広域消防相互応援協定 ・覚書	平成24年3月27日 平成24年8月28日	県下の市町、消防の一部事務組合 及び消防を含む一部事務組合
姫路市・北はりま消防組合消防業務の 相互応援に関する協定書・覚書	平成23年4月1日	姫路市
加古川市・北はりま消防組合 消防相互応援協定書・覚書	平成23年6月3日	加古川市
三田市・北はりま消防組合 消防相互応援協定書・覚書	平成23年5月31日	三田市
三木市・北はりま消防組合 消防相互応援協定書・覚書	平成23年6月6日	三木市
小野市・北はりま消防組合 消防相互応援協定書・覚書	平成23年5月13日	小野市
朝来市・北はりま消防組合 消防相互応援協定書・覚書	平成23年4月1日	朝来市
篠山市・北はりま消防組合 消防相互応援協定書・覚書	平成23年4月1日	篠山市
丹波市・北はりま消防組合 消防相互応援協定書・覚書	平成23年4月1日	丹波市
鉄道事故時の安全対策に関する覚書 (北条鉄道)	平成24年9月1日	北条鉄道㈱

応援協定		
------	--	--

消防応援協定は北はりま消防組合で対応しているため削除

表 削除

## 4 指定公共機関等との連携

## (1) 指定公共機関等の連絡先の把握 (略)

## (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院（北播磨地域：西脇市立西脇病院）、救命救急センター、\_\_\_\_\_小野市 加東市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

参考：【災害拠点病院(県保護計画)】

## 4 指定公共機関等との連携

## (1) 指定公共機関等の連絡先の把握 (略)

## (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院（北播磨地域：西脇市立西脇病院）、救命救急センター、(一社) 小野市 加東市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

参考：【災害拠点病院(県保護計画)】

団体名の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

区分	圏域名	病院名	開設者	備考	区分	圏域名	病院名	開設者	備考	
基幹	全県	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター (災害医療センター)	地域	地域	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター (災害医療センター)	統合に伴う病院名変更による修正
地域	神戸	神戸大学医学部附属病院	国立大学法人				神戸大学医学部附属病院	国立大学法人		
		神戸市立医療センター中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	救命救急センター			神戸市立医療センター中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	救命救急センター	
	阪神南	兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター			兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター	
		県立西宮病院	兵庫県	救命救急センター			県立西宮病院	兵庫県	救命救急センター	
		県立尼崎総合医療センター	兵庫県	救命救急センター			県立尼崎総合医療センター	兵庫県	救命救急センター	
	阪神北	宝塚市立病院	宝塚市				宝塚市立病院	宝塚市		
	東播磨	県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター			県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター	
	北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市				西脇市立西脇病院	西脇市		
	中播磨	県立姫路循環器病センター	兵庫県	救命救急センター			県立姫路循環器病センター	兵庫県	救命救急センター	
		姫路赤十字病院	日本赤十字社				姫路赤十字病院	日本赤十字社		
		姫路医療センター	独立行政法人 国立病院機構				姫路医療センター	独立行政法人 国立病院機構		
	西播磨	赤穂市民病院	赤穂市				赤穂市民病院	赤穂市		
	但馬	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター			公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター	
		公立八鹿病院	公立八鹿病院組合				公立八鹿病院	公立八鹿病院組合		
	丹波	県立柏原病院	兵庫県				県立丹波医療センター	兵庫県		
	淡路	県立淡路医療センター	兵庫県				県立淡路医療センター	兵庫県		

## (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 【防災のための関係機関との協定一覧】

協定名称	締結日	協定等先
緊急時における生活物資確保に関する協定	平成19年1月4日	みのり農業協同組合 イオン㈱西日本カンパニー マックスバリュ西日本㈱ ㈱エーコープ近畿 ㈱銀ビルストア社店 ヨーナン商事㈱ホームストック東条店 ㈱ジュンテンドー
災害時における応急対	平成25年4月1日	㈱大功組

## 【参考：防災のための関係機関との協定一覧】

分野	協定名称	最終締結日	協定等先
物資	緊急時における生活物資確保に関する協定	平成19年1月4日	㈱銀ビルストアー ポンマルシェ社店 イオンリテール㈱西日本カンパニー ヨーナン商事㈱ホームストック東条店 ㈱エーコープ近畿 マックスバリュ西日本㈱ ㈱ジュンテンドー <sup>みのり農業協同組合</sup>

字句の修正  
分野別に協定を整理したことによる修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

策業務に関する協定		㈱横山建設工業		災害時における物資提供等の協力に関する協定	平成 28 年 6 月 22 日	王子コンテナー㈱兵庫工場			
		壺井造園		災害時における支援協力に関する協定	平成 30 年 6 月 25 日	(一社) 兵庫県 L.P. ガス協会東播支部			
		平成25年10月17日 ㈱藤原組		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	令和 2 年 6 月 29 日	㈱ゼンリン関西支社			
		平成26年4月1日 ㈲木田建設		災害時等における毛布及びタオルの供給に関する協定	令和 2 年 7 月 14 日	足立織物㈱			
		藤本重工		災害時における災害用トイレ等の供給に関する協定	令和 2 年 8 月 4 日	ケンユー㈱			
		日本機動建設㈱兵庫本店		災害時避難所における簡仕切り等の供給に関する協定	令和 3 年 1 月 12 日	太陽工業㈱			
		クニヨリ建設							
		㈱岸本組							
		平成26年12月1日 ㈱アクト・ファースト							
		ヨリフジ建設㈱							
<b>【災害時の応援に関する協定一覧】</b>									
協定等名称		締結日	協定等先						
災害時における支援協力に関する協定		平成30年6月25日	(一社) 兵庫県 L.P. ガス協会東播支部						
加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定		平成30年11月1日	(福) 加東市社会福祉協議会						
災害時等の応援に関する申し合わせ		平成24年7月11日	国土交通省近畿地方整備局						
災害時における相互協力に関する協定		平成24年8月17日	西日本高速道路㈱関西支社福崎高速道路事務所						
播磨広域防災連携協定		平成24年8月30日	加東市ほか11市町						
災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定		平成25年3月25日	日本レスキュー協会						
災害時における物資提供等の協力に関する協定		平成28年6月22日	王子コンテナー㈱兵庫工場						
災害時における復旧支援協力に関する協定		平成29年1月17日	(公財) 日本下水道管路管理業協会						
応急対策業務		災害時における応急対策業務に関する協定		令和 2 年 4 月 1 日	㈲木田建設				
					藤本重工				
					クニヨリ建設				
					㈱岸本組				
					㈱アクト・ファースト				
					ヨリフジ建設㈱				
					㈱基泰組				
					㈱大功組				
					㈱横山建設工業				
					壺井造園				
下水道		災害時における復旧支援協力に関する協定		令和 3 年 4 月 1 日	㈱藤原組				
					西日本高速道路㈱関西支社福崎高速道路事務所				
		災害時等における相互協力に関する協定			(一社) 兵庫県トラック協会				
		災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定			赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合				
交通		災害時における物資等の輸送		令和 2 年 7 月 9 日					
輸送									

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p><b>第3 市民__に期待される取組等</b></p> <p>国民保護措置の円滑な実施のため市民__に期待される取組や市民__との連携等について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 市民__に期待される取組</b></p> <p>迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、市民__には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。</p> <p>(1) 住民及び自治会、婦人会等に期待される取組 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織に期待される取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平素における取組 (略)</li> <li>② 武力攻撃事態等における取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市からの警報等の情報を住民__に伝達する。</li> <li>イ 地域の住民の安否確認を行う。</li> <li>ウ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 事業所等に期待される取組 (略)</p> <p><b>2 市民__との連携</b></p> <p>(1) 住民との連携 市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p> <p>(2) 企業・団体との連携 (略)</p> <p><b>第4 通信の確保</b></p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>に関する協定</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>災害時における物資輸送等に関する協定</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>災害時における支援物資の輸送等に関する協定</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;"><u>その他</u></td><td><u>令和2年7月27日</u></td><td><u>ヤマト運輸株姫路主管支店</u></td></tr> <tr> <td><u>平成28年10月1日</u></td><td><u>兵庫県行政書士会</u></td></tr> <tr> <td><u>平成30年11月1日</u></td><td><u>(福) 加東市社会福祉協議会</u></td></tr> <tr> <td><u>令和2年5月15日</u></td><td><u>ヤフー㈱</u></td></tr> <tr> <td><u>令和2年9月28日</u></td><td><u>加東ライオンズクラブ</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>に関する協定</u>		<u>災害時における物資輸送等に関する協定</u>		<u>災害時における支援物資の輸送等に関する協定</u>		<u>その他</u>	<u>令和2年7月27日</u>	<u>ヤマト運輸株姫路主管支店</u>	<u>平成28年10月1日</u>	<u>兵庫県行政書士会</u>	<u>平成30年11月1日</u>	<u>(福) 加東市社会福祉協議会</u>	<u>令和2年5月15日</u>	<u>ヤフー㈱</u>	<u>令和2年9月28日</u>	<u>加東ライオンズクラブ</u>	<p><b>第3 市民等に期待される取組等</b></p> <p>国民保護措置の円滑な実施のため市民等に期待される取組や市民等との連携等について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 市民等に期待される取組</b></p> <p>迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、市民等には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。</p> <p>(1) 市民及び自治会、婦人会等に期待される取組 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織に期待される取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平素における取組 (略)</li> <li>② 武力攻撃事態等における取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市からの警報等の情報を市民等に伝達する。</li> <li>イ 地域の住民の安否確認を行う。</li> <li>ウ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 事業所等に期待される取組 (略)</p> <p><b>2 市民等との連携</b></p> <p>(1) 市民との連携 市は、県と協力しながら、市民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p> <p>(2) 企業・団体との連携 (略)</p> <p><b>第4 通信の確保</b></p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正 字句の修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正 第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正 第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>
<u>に関する協定</u>																				
<u>災害時における物資輸送等に関する協定</u>																				
<u>災害時における支援物資の輸送等に関する協定</u>																				
<u>その他</u>	<u>令和2年7月27日</u>	<u>ヤマト運輸株姫路主管支店</u>																		
	<u>平成28年10月1日</u>	<u>兵庫県行政書士会</u>																		
	<u>平成30年11月1日</u>	<u>(福) 加東市社会福祉協議会</u>																		
	<u>令和2年5月15日</u>	<u>ヤフー㈱</u>																		
	<u>令和2年9月28日</u>	<u>加東ライオンズクラブ</u>																		

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。</p>	<p>市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。</p>									
<p>(1)・(2) (略)            (3) 情報通信機器等の活用            市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、<u>フェニックス防災システム</u>や<u>兵庫衛星通信ネットワーク</u>等を活用する。</p>	<p>(1)・(2) (略)            (3) 情報通信機器等の活用            市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</u>、<u>フェニックス防災システム</u>及び<u>兵庫衛星通信ネットワーク</u>等を活用する。</p>	<p>J-ALERT及びEm-Netの追記</p>								
<p><b>第5 情報収集・提供等の体制整備</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	<p><b>第5 情報収集・提供等の体制整備</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。</p>									
<p><b>1 基本的考え方 (略)</b></p>	<p><b>1 基本的考え方 (略)</b></p>									
<p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備            市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、<u>関係機関及び住民</u>に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項            体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。            また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p>	<p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備            市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、<u>市民等</u>に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項            体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。            また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 2px;">           施設・設備面           <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 2px;">           運用面           <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通譯訓練（ふくそう）時及び緊急待機並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通譯訓練（ふくそう）時の混音等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	あらまし	施設・設備面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>	運用面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通譯訓練（ふくそう）時及び緊急待機並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通譯訓練（ふくそう）時の混音等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 2px;">           施設・設備面           <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 2px;">           運用面           <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通譯訓練（ふくそう）時及び緊急待機並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通譯訓練（ふくそう）時の混音等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	あらまし	施設・設備面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>	運用面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通譯訓練（ふくそう）時及び緊急待機並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通譯訓練（ふくそう）時の混音等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>	
区分	あらまし									
施設・設備面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>	運用面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通譯訓練（ふくそう）時及び緊急待機並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通譯訓練（ふくそう）時の混音等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>									
区分	あらまし									
施設・設備面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>	運用面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通譯訓練（ふくそう）時及び緊急待機並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通譯訓練（ふくそう）時の混音等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>									

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>		<改 正 後>	<修正理由>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>市民に情報を提供するに当たっては、CATV（TV映像をいう。以下同じ）、かとう安全安心ネット、防災行政無線、市HP、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し搬送を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な措置を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>市民等に情報を提供するに当たっては、CATV（TV映像をいう。以下同じ）、かとう安全安心ネット、防災行政無線、市HP、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し搬送を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な措置を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
(3) 情報の共有（略）		(3) 情報の共有（略）	
<b>2 警報等の伝達に必要な準備</b>		<b>2 警報等の伝達に必要な準備</b>	
(1) 警報の伝達体制の整備		(1) 警報の伝達体制の整備	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正 字句の修正
市は、知事から警報の内容の通知があった場合の <u>住民</u> 及び <u>関係団体</u> への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、 <u>住民</u> 及び <u>関係団体</u> に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、 <u>民生委員・児童委員</u> や <u>社会福祉協議会</u> 、NPO法人加東市国際交流協会、 <u>外国人雇用</u> の多い企業・事業所等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。		市は、知事から警報の内容の通知があった場合の <u>市民等</u> への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、 <u>市民等</u> に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、 <u>民生委員・児童委員</u> 、 <u>社会福祉協議会</u> 、NPO法人加東市国際交流協会、 <u>外国人雇用</u> の多い企業・事業所等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。	
なお、警報等の通知を行うこととなる関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編に掲げるとおりである。		なお、警報等の通知を行うこととなる関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編に掲げるとおりである。	
(2) 防災行政無線等の活用		(2) 防災行政無線等の活用	字句の修正
市は、武力攻撃事態等における全国瞬時警報システム_____と連動する防災行政無線や安全安心メール_____等の活用により、適切に災害情報等を伝達するとともに、迅速な避難勧告等の伝達体制の確立に努める。		市は、武力攻撃事態等における全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動する防災行政無線、 <u>かとう安全安心ネット及びひょうご防災ネット</u> 等の活用により、 <u>警報等を伝達する。</u>	
※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用について】		(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備	平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正
国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用している。		市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、 <u>市民等</u> に迅速かつ確実に伝達するため、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</u>	
(3) 市民に対する情報伝達手段の整備			(2) と重複しているため削除
市は、市民に対する情報伝達手段として、防災行政無線等、CATV、かとう安全安心ネット、インターネット各ポータルサイト等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。			
(4) 県警察との連携		(4) 県警察との連携	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
市は、武力攻撃事態等において、 <u>市民</u> に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。		市は、武力攻撃事態等において、 <u>市民等</u> に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。	
(5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知		(5) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して <u>市民</u> に十分な周知を図る。		国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して <u>市民等</u> に十分な周知を図る。	
(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（略）		(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（略）	
(7) 民間事業者からの協力の確保		(7) 民間事業者からの協力の確保	

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p>【新旧対照表（国民保護計画）】</p> <p>&lt;現 行&gt;</p> <p>市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や<u>住民</u>の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。</p> <p>その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した<u>住民</u>の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式</u>により、<u>県に報告する。</u></p> <p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 避難住民（負傷した<u>住民</u>も同様）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① 氏名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 出生の年月日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 男女の別</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 住所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑦ 居所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑧ 負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 死亡した<u>住民</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（上記①～⑥に加えて）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑩ 死亡の日時、場所及び状況</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑪ 死体の所在</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(2) • (3) (略)</p> <p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b></p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。</p> <p><b>【被災情報の報告様式】</b></p> <td style="width: 33.33%; vertical-align: top;"> <p>市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や<u>市民</u>の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。</p> <p>その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した<u>市民</u>の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式</u>により収集し、<u>安否情報システムを用いて県に報告する。</u></p> <p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 避難住民（負傷した<u>市民</u>も同様）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① 氏名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 出生の年月日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 男女の別</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 住所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑦ 居所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑧ 負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 死亡した<u>市民</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（上記①～⑥に加えて）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑩ 死亡の日時、場所及び状況</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑪ 死体の所在</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(2) • (3) (略)</p> <p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b></p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。</p> <p><b>【被災情報の報告様式】</b></p> </td> <td style="width: 33.33%; vertical-align: top;"> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正 平成30年消防庁国民保護室事務連絡に伴う修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> </td>	1 避難住民（負傷した <u>住民</u> も同様）	① 氏名	② 出生の年月日	③ 男女の別	④ 住所	⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）	⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）	⑦ 居所	⑧ 負傷又は疾病の状況	⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	2 死亡した <u>住民</u>	（上記①～⑥に加えて）	⑩ 死亡の日時、場所及び状況	⑪ 死体の所在	<p>市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や<u>市民</u>の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。</p> <p>その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した<u>市民</u>の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式</u>により収集し、<u>安否情報システムを用いて県に報告する。</u></p> <p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 避難住民（負傷した<u>市民</u>も同様）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">① 氏名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 出生の年月日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 男女の別</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 住所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑦ 居所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑧ 負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 死亡した<u>市民</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（上記①～⑥に加えて）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑩ 死亡の日時、場所及び状況</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑪ 死体の所在</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(2) • (3) (略)</p> <p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b></p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。</p> <p><b>【被災情報の報告様式】</b></p>	1 避難住民（負傷した <u>市民</u> も同様）	① 氏名	② 出生の年月日	③ 男女の別	④ 住所	⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）	⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）	⑦ 居所	⑧ 負傷又は疾病の状況	⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	2 死亡した <u>市民</u>	（上記①～⑥に加えて）	⑩ 死亡の日時、場所及び状況	⑪ 死体の所在	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正 平成30年消防庁国民保護室事務連絡に伴う修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>
1 避難住民（負傷した <u>住民</u> も同様）																														
① 氏名																														
② 出生の年月日																														
③ 男女の別																														
④ 住所																														
⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）																														
⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）																														
⑦ 居所																														
⑧ 負傷又は疾病の状況																														
⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																														
2 死亡した <u>住民</u>																														
（上記①～⑥に加えて）																														
⑩ 死亡の日時、場所及び状況																														
⑪ 死体の所在																														
1 避難住民（負傷した <u>市民</u> も同様）																														
① 氏名																														
② 出生の年月日																														
③ 男女の別																														
④ 住所																														
⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）																														
⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）																														
⑦ 居所																														
⑧ 負傷又は疾病の状況																														
⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																														
2 死亡した <u>市民</u>																														
（上記①～⑥に加えて）																														
⑩ 死亡の日時、場所及び状況																														
⑪ 死体の所在																														

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>		<改 正 後>		<修正理由>																																																																																																																																																
年月日に発生した〇〇による被害(第報)		年月日に発生した〇〇による被害(第報)																																																																																																																																																		
<p style="text-align: right;">平成 年月日 時 分 〇〇市 町村</p> <p>1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)            (1) 発生日時 平成 年月日            (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)</p> <p>2 発生した武力攻撃災害の状況概要</p> <p>3 人的・物的被害状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="2">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>負傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(入)</td><td>(入)</td><td>(入)</td><td>(入)</td><td>(未)</td><td>(未)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人づつ記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		市町村名	人的被害		住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	(入)	(入)	(入)	(入)	(未)	(未)																															市町村名	年日	性別	年齢	概況																					<p style="text-align: right;">年月日 時 分 〇〇市 町村</p> <p>1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)            (1) 発生日時 年月日            (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)</p> <p>2 発生した武力攻撃災害の状況概要</p> <p>3 人的・物的被害状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="2">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>負傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(入)</td><td>(入)</td><td>(入)</td><td>(入)</td><td>(未)</td><td>(未)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人づつ記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		市町村名	人的被害		住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	(入)	(入)	(入)	(入)	(未)	(未)																															市町村名	年日	性別	年齢	概況																					年号の削除
市町村名	人的被害		住家被害		その他																																																																																																																																															
	死者	行方不明者	負傷者	全壊		半壊																																																																																																																																														
(入)	(入)	(入)	(入)	(未)	(未)																																																																																																																																															
市町村名	年日	性別	年齢	概況																																																																																																																																																
市町村名	人的被害		住家被害		その他																																																																																																																																															
	死者	行方不明者	負傷者	全壊		半壊																																																																																																																																														
(入)	(入)	(入)	(入)	(未)	(未)																																																																																																																																															
市町村名	年日	性別	年齢	概況																																																																																																																																																
(2) 担当者の育成 (略)		(2) 担当者の育成 (略)		年号の削除																																																																																																																																																
<h2>第6 研修及び訓練</h2> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。</p> <p>このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>1 研修 (略)</b></p> <p><b>2 訓練</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、<u>住民</u>の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</li> <li>③ (略)</li> <li>④ 市は、<u>住民</u>に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、<u>住民</u>が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。</li> <li>⑤・⑥ (略)</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>1 研修 (略)</b></p> <p><b>2 訓練</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、<u>市民</u>の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</li> <li>③ (略)</li> <li>④ 市は、<u>市民等</u>に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、<u>市民等</u>が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。</li> <li>⑤・⑥ (略)</li> </ul> </div> </div>																																																																																																																																																				
第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正																																																																																																																																																				
第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正																																																																																																																																																				

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え		第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。		避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。	
<b>1 避難に関する基本的事項</b>		<b>1 避難に関する基本的事項</b>	
(1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。		(1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。	
<b>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</b>		<b>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</b>	
<input type="radio"/> 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) <input type="radio"/> 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される自動車専用道路、国道、県道、市道等の道路のリスト) <input type="radio"/> 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) <input type="radio"/> 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) <input type="radio"/> 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) <input type="radio"/> 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの) <input type="radio"/> 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 <input type="radio"/> 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) <input type="radio"/> 消防機関のリスト (※ 近隣消防本部（消防署）の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト) <input type="radio"/> 災害時要援護者の避難支援のプラン等		<input type="radio"/> 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) <input type="radio"/> 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される自動車専用道路、国道、県道、市道等の道路のリスト) <input type="radio"/> 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) <input type="radio"/> 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) <input type="radio"/> 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) <input type="radio"/> 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの) <input type="radio"/> 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 <input type="radio"/> 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) <input type="radio"/> 消防機関のリスト (※ 近隣消防本部（消防署）の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト) <input type="radio"/> <b>避難行動要支援者名簿</b>	
(2) 隣接する市との連携の確保（略）		(2) 隣接する市との連携の確保（略）	
(3) 高齢者、障害者等 <u>災害時要援護者</u> への配慮		(3) 高齢者、障害者等 <u>避難行動要支援者</u> への配慮	
① <u>災害時要援護者の避難支援のプラン等</u> の活用 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する <u>災害時要援護者避難支援のプラン等</u> を活用しつつ、 <u>災害時要援護者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>災害時要援護者の支援班</u> 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。		① <u>避難行動要支援者名簿</u> の活用 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している <u>避難行動要支援者名簿</u> を活用しつつ、 <u>避難行動要支援者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>避難行動要支援者支援班</u> 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	
<b>※【避難行動要支援者名簿について】</b> 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の <u>避難行動要支援者</u> への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行わ		<b>※【避難行動要支援者名簿について】</b> 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の <u>避難行動要支援者</u> への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行わ	
平成 29 年消防庁通知消防国第 70 号に伴う字句の修正		平成 29 年消防庁通知消防国第 70 号に伴う字句の修正	

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p>② 高齢者、障害者等の日常的把握 市は、自らが管理する病院、社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとする。 また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の状況を把握するため、「災害時要援護者支援システム」を導入し、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</p> <p>(3)～(5) (略) (4)・(5) (略)</p>	<p>れる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報をについて、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p> <p>② 高齢者、障害者等の日常的把握 市は、自らが管理する病院、社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとする。 また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、<u>避難行動の個別の支援計画を策定し</u> <u>、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</u></p> <p>(3)～(5) (略) (4)・(5) (略)</p>	<p>字句の修正</p>																																										
<p><b>2・3 (略)</b></p> <p><b>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</b></p> <p>市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。</p> <p>(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 (略) (2) <u>避難候補路</u>の把握及び維持管理等 市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る<u>避難候補路</u>の情報を共有する。 また道路管理者である市は、<u>避難候補路</u>について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。</p> <p>(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保する。</p> <p><b>【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所在地</th> <th>名称</th> <th>管理者名</th> <th>連絡先電話番号</th> <th>最大対応機種</th> <th>敷地の広さ(延長×幅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東096</td> <td>加東市社157-1</td> <td>社中央公園(ステラパーク)</td> <td>加東市長</td> <td>0795-43-0504</td> <td>川崎バートルK V-107</td> <td>直径 55m (円形)</td> </tr> <tr> <td>東097</td> <td>加東市藤田473-1</td> <td>社第二グラウンド野球場</td> <td>加東市長</td> <td>0795-48-2566</td> <td>川崎CH-47 J</td> <td>250×160m</td> </tr> </tbody> </table>	番号	所在地	名称	管理者名	連絡先電話番号	最大対応機種	敷地の広さ(延長×幅)	東096	加東市社157-1	社中央公園(ステラパーク)	加東市長	0795-43-0504	川崎バートルK V-107	直径 55m (円形)	東097	加東市藤田473-1	社第二グラウンド野球場	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	250×160m	<p>市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。</p> <p>(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 (略) (2) <u>運送経路</u>の把握及び維持管理等 市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る<u>運送経路</u>の情報を共有する。 また道路管理者である市は、<u>運送経路</u>について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。</p> <p>(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保する。</p> <p><b>【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所在地</th> <th>名称</th> <th>管理者名</th> <th>連絡先電話番号</th> <th>最大対応機種</th> <th>敷地の広さ(延長×幅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東096</td> <td>加東市社157-1</td> <td>社中央公園(ステラパーク)</td> <td>加東市長</td> <td>0795-43-0504</td> <td>川崎バートルK V-107</td> <td>直径 55m (円形)</td> </tr> <tr> <td>東097</td> <td>加東市藤田473-1</td> <td>社第二グラウンド野球場</td> <td>加東市長</td> <td>0795-48-2566</td> <td>川崎CH-47 J</td> <td>100×100m</td> </tr> </tbody> </table>	番号	所在地	名称	管理者名	連絡先電話番号	最大対応機種	敷地の広さ(延長×幅)	東096	加東市社157-1	社中央公園(ステラパーク)	加東市長	0795-43-0504	川崎バートルK V-107	直径 55m (円形)	東097	加東市藤田473-1	社第二グラウンド野球場	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	100×100m	<p>避難住民や物資の運送に関するものため修正 避難住民や物資の運送に関するものため修正</p> <p>敷地の広さの修正</p>
番号	所在地	名称	管理者名	連絡先電話番号	最大対応機種	敷地の広さ(延長×幅)																																						
東096	加東市社157-1	社中央公園(ステラパーク)	加東市長	0795-43-0504	川崎バートルK V-107	直径 55m (円形)																																						
東097	加東市藤田473-1	社第二グラウンド野球場	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	250×160m																																						
番号	所在地	名称	管理者名	連絡先電話番号	最大対応機種	敷地の広さ(延長×幅)																																						
東096	加東市社157-1	社中央公園(ステラパーク)	加東市長	0795-43-0504	川崎バートルK V-107	直径 55m (円形)																																						
東097	加東市藤田473-1	社第二グラウンド野球場	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	100×100m																																						

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>							<改 正 後>				<修正理由>			
東 098	加東市佐保43	社第三グラウンド サッカー場	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	100× 90m	東 098	加東市佐保43	社第三グラウンド サッcker場	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	100× 90m <th data-kind="parent" data-rs="5">敷地の広さの修正  管理者名の修正</th>	敷地の広さの修正  管理者名の修正
東 099	加東市下滝野 1283-9	県立播磨中央公園 内芝生広場	(公財)兵庫県 園芸・公園協会播磨中央公園管理事務所	0795-48-5289	川崎CH-47 J	150×100m	東 099	加東市下滝野 1283-9	県立播磨中央公園 内芝生広場	(公財)兵庫県 園芸・公園協会播磨中央公園管理事務所	0795-48-5289	川崎CH-47 J	150×100m	
東 100	加東市岡本 1521	東条グラウンド	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	140×130m	東 100	加東市岡本 1521	東条グラウンド	加東市長	0795-48-2566	川崎CH-47 J	100×100m	
東 101	加東市長貞 1823-33	東条野球場	加東市長	0795-48-2566	A S332 L 1	100×100m (扇形)	東 101	加東市長貞 1823-33	東条野球場	加東市長	0795-48-2566	A S332 L 1	100×100m (扇形)	
北 播 318	加東市西古瀬 字戸サキ1169	北播衛生事務組合 スポーツ公園	加東市長	0795-42-1285	川崎CH-47 J	132×90m	北 播 318	加東市西古瀬 字戸サキ1169	北播衛生事務組合 スポーツ公園	北播衛生事務 組合管理者	0795-42-1285	川崎CH-47 J	132×90m	
<b>5 一時集合場所の選定 (略)</b>							<b>5 一時集合場所の選定 (略)</b>							
<b>6 避難施設の指定への協力</b>							<b>6 避難施設の指定への協力</b>							
<p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、_____必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有し、県と連携して住民に周知する。</p> <p>また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。</p>							<p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<b>施設の収容人数、構造、保有設備等の</b>必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有し、県と連携して<b>市民</b>に周知する。</p> <p>また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。</p>							
<b>7 医療体制の整備 (略)</b>							<b>7 医療体制の整備 (略)</b>							
<b>8 生活関連等施設の把握等</b>							<b>8 生活関連等施設の把握等</b>							
<p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。</p> <p>また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p><b>【生活関連等施設】 (法102 I)</b></p> <p>次のいづれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。</p> <p>① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの(発電所、浄水施設等)</p> <p>② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(危険物質の貯蔵施設等)</p> <p>※ 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 (令27・28)</p>							<p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。</p> <p>また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p><b>【生活関連等施設】 (法102 I)</b></p> <p>次のいづれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。</p> <p>① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの(発電所、浄水施設等)</p> <p>② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(危険物質の貯蔵施設等)</p> <p>※ 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 (令27・28)</p>							

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

国民保護法 施行令	施設の種類	所管省庁 名	国民保護法 施行令	施設の種類	所管省庁等 名	字句の修正
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省	27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省	
27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省	27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省	
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m <sup>3</sup> /日以上）	厚生労働省	27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m <sup>3</sup> /日以上）	厚生労働省	
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/日以上）	国土交通省	27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/日以上）	国土交通省	
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省	27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省	27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省	
27 条 10 号	28条1号 危険物の取扱所	総務省消防 庁	28条1号 危険物の取扱所		総務省消防 庁	
	28条2号 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省	28条2号 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所		厚生労働省	
	28条3号 火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省	28条3号 火薬類の製造所、火薬庫		経済産業省	
	28条4号 高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省	28条4号 高圧ガスの製造施設、貯蔵施設		経済産業省	
27 条 10 号	28条5号 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制 委員会	28条5号 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設		原子力規制 委員会	
	28条6号 核原料物質使用施設、製鍊施設	原子力規制 委員会	28条6号 核原料物質使用施設、製鍊施設		原子力規制 委員会	
	28条7号 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制 委員会	28条7号 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者		原子力規制 委員会	
	28条8号 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、農林水産省	28条8号 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等		厚生労働省、農林水産省	
	28条9号 LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省	28条9号 LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク		経済産業省	
	28条10号 生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)	28条10号 生物剤・毒素の取扱所		各省庁 (主務大臣)	
	28条11号 毒性物質の取扱所	経済産業省	28条11号 毒性物質の取扱所		経済産業省	
第3章 物資及び資材の備蓄、整備			第3章 物資及び資材の備蓄、整備			

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p>市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 市における備蓄</b></p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。 地域防災計画では、次の点を基本方針に備蓄体制を整備することとなっている。 ①～④ (略) (2)・(3) (略)</p> <p><b>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (略)</b></p>	<p>市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 市における備蓄</b></p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 <b>市民</b>の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。 地域防災計画では、次の点を基本方針に備蓄体制を整備することとなっている。 ①～④ (略) (2)・(3) (略)</p> <p><b>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (略)</b></p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>
<p><b>第4章 国民保護に関する啓発</b></p> <p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 国民保護措置に関する啓発</b></p> <p>(1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、市民__に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、CATV、かとう安全安心ネット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民__への浸透を図る。</p> <p>(2) 防災に関する啓発との連携 市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら<b>住民</b>__への啓発を行う。</p> <p>(3) 学校における啓発 (略)</p> <p><b>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発</b></p> <p>(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民__への周知を図る。</p> <p>(2) 市は、弾道ミサイル攻撃時における全国瞬時警報システム（Jアラート____）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、</p>	<p><b>第4章 国民保護に関する啓発</b></p> <p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 国民保護措置に関する啓発</b></p> <p>(1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、市民<b>等</b>に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、CATV、かとう安全安心ネット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民<b>等</b>への浸透を図る。</p> <p>(2) 防災に関する啓発との連携 市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら<b>市民等</b>への啓発を行う。</p> <p>(3) 学校における啓発 (略)</p> <p><b>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発</b></p> <p>(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民<b>等</b>への周知を図る。</p> <p>(2) 市は、弾道ミサイル攻撃時における全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>字句の修正</p>

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民\_に対し平素から周知に努める。  
 (3)・(4) (略)

国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民等に対し平素から周知に努める。  
 (3)・(4) (略)

第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、必要に応じて、対策を講じるための初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】 (略)

## 1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下との基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、北はりま消防組合（加東消防署）においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

## (1) 危機管理対策本部

- ① 設置基準 (略)
- ② 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	各部長、 <u>議会事務局長</u> 、消防署長、秘書室長、防災課長、別途指定する者
③	対処の内容 (略)

## (2) 危機管理連絡会議

- ① 設置基準 (略)
- ② 組織構成

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、必要に応じて、対策を講じるための初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】 (略)

## 1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下との基準により設置する。

なお、市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、北はりま消防組合（加東消防署）においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

## (1) 危機管理対策本部

- ① 設置基準 (略)
- ② 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	各部長、 <u>議会事務局長</u> 、 <u>消防署長</u> 、秘書室長、防災課長、別途指定する者
③	対処の内容 (略)

## (2) 危機管理連絡会議

- ① 設置基準 (略)
- ② 組織構成

第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正

議会事務局長は部長に含むため削除

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

区分	職 名		区分	職 名		
会長	副市長		会長	副市長		
副会长	教育長、技監		副会长	教育長、技監		
構成員	まちづくり政策部	まちづくり政策部長	構成員	まちづくり政策部	まちづくり政策部長	
	総務財政部	総務財政部長		総務財政部	総務財政部長	
	市民協働部	市民協働部長		市民協働部	市民協働部長	
	健康福祉部	健康福祉部長		健康福祉部	健康福祉部長	
	上下水道部	上下水道部長		上下水道部	上下水道部長	
	会計管理者	会計管理者		会計課	会計管理者	
	議会事務局	議会事務局長		議会事務局	議会事務局長	
	委員会事務局	委員会事務局長		委員会事務局	委員会事務局長	
	都市整備部	都市整備部長		都市整備部	都市整備部長	
	産業振興部	産業振興部長		産業振興部	産業振興部長	
				秘書室	秘書室長	
	教育委員会	教育振興部長		教育振興部	教育振興部長	
	教育委員会	こども未来部長		こども未来部	こども未来部長	
	加東市民病院	病院事業部事務局長		加東市民病院	病院事業部事務局長	
	北はりま消防組合	加東消防署長		北はりま消防組合	加東消防署長	
	加東市消防団	加東消防団長		加東市消防団	加東市消防団長	

(3) 対処の内容 (略)

(3) 対処の内容 (略)

## 2 市対策本部との調整 (略)

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

## 1 市対策本部の設置等

## (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①・② (略)

## (3) 市対策本部員及び市対策本部要員の参集

国民保護担当課員は、市対策本部員、市対策本部要員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

## ※ 一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員(携帯電話等)に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

## (4) 市対策本部の開設

国民保護担当課員は、庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、F A

## 2 市対策本部との調整 (略)

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

## 1 市対策本部の設置等

## (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①・② (略)

## (3) 市対策本部員及び市対策本部要員の参集

国民保護担当課員は、市対策本部員、市対策本部要員等に対し、かとう安全安心ネット等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

職員参集は、かとう安全安心ネットを活用するため修正

## (4) 市対策本部の開設

国民保護担当課員は、庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、F A

第2編第1章第1で使用した「国民保護担当課員」に統一するため修正

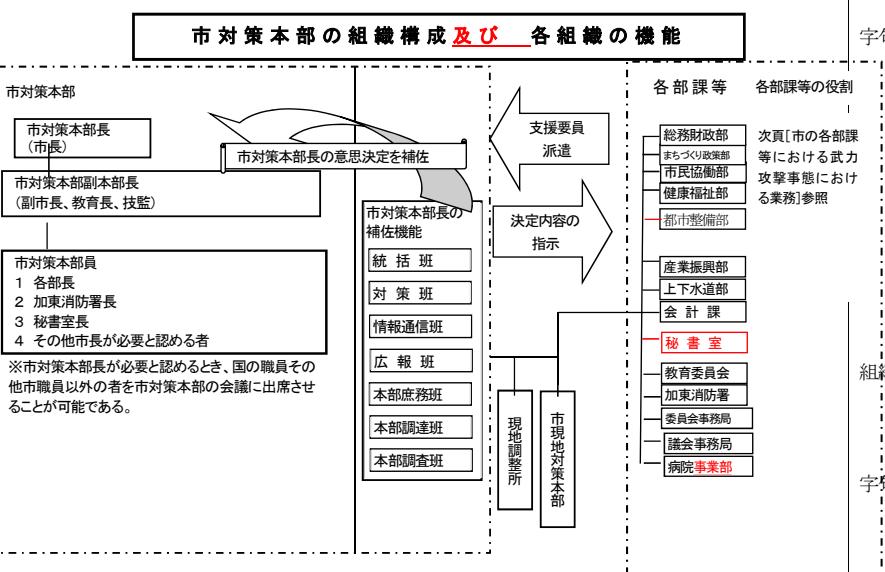
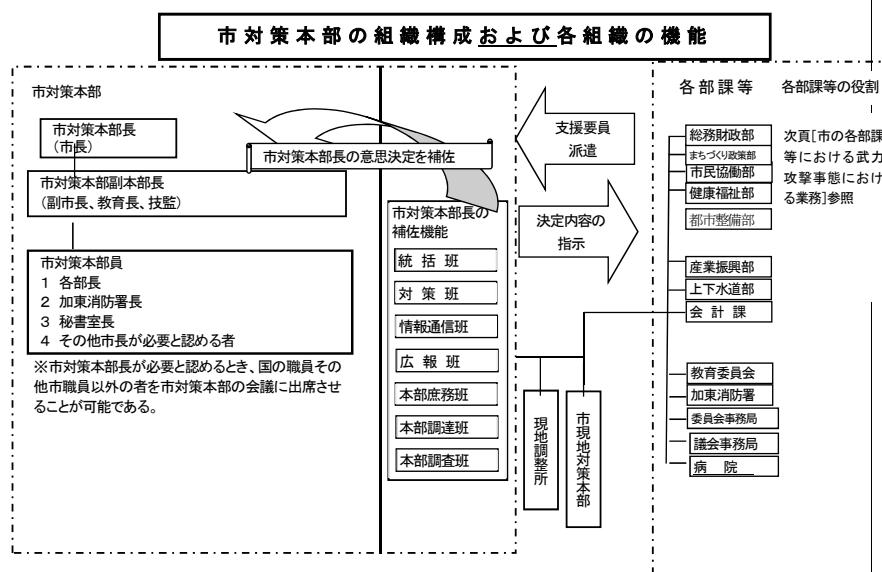
【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>X、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤ 交代要員等の確保（略） ⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、<u>以下のとおり</u>市対策本部の予備施設を<u>あらかじめ</u>指定する。</p> <p><b>【予備施設】</b> 次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を定める。なお、事態の状況等に応じて、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>〔第1順位〕 加東消防署 〔第2順位〕 旧滝野庁舎</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。 なお、市長は、政府による武力攻撃事態等の認定が行<u>れ</u>れば市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p>	<p>X、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤ 交代要員等の確保（略） ⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、<u>加東消防署</u>を市対策本部の予備施設としてあらかじめ指定する。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。 なお、市長は、政府による武力攻撃事態等の認定が行<u>れ</u>れば市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p>	<p>令和3年度現在、旧滝野庁舎が予備施設として適さないことによる修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織の追記</p> <p>字句の修正</p>
---	--	---



## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

【市の各部課等における武力攻撃事態における業務】		【市の各部課等における武力攻撃事態における業務】		
部課等	武力攻撃事態等における業務	部課等	武力攻撃事態等における業務	
総務財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部に關すること</li> <li>市所管施設の被害状況調査及び応急対策のとりまとめに關すること</li> <li>応急救助用食料、生活必需品の確保・供給に關すること</li> <li>避難所の運営調整に關すること</li> <li>市議会との連絡等に關すること</li> <li>特殊標章等の交付等に關すること</li> </ul>	総務財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部に關すること</li> <li>市所管施設の被害状況調査及び応急対策のとりまとめに關すること</li> <li>応急救助用食料、生活必需品の確保・供給に關すること</li> <li>避難所の運営調整に關すること</li> <li>市議会との連絡等に關すること</li> <li>特殊標章等の交付等に關すること</li> </ul>	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
まちづくり政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施要領の策定に關すること</li> <li>市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知及びとりまとめに關すること</li> <li>武力攻撃災害への対応、災害救助の実施状況のとりまとめに關すること</li> <li>鉄道、バス等交通機関の被害・復旧状況のとりまとめに關すること</li> </ul>	まちづくり政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施要領の策定に關すること</li> <li>市民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知及びとりまとめに關すること</li> <li>武力攻撃災害への対応、災害救助の実施状況のとりまとめに關すること</li> <li>鉄道、バス等交通機関の被害・復旧状況のとりまとめに關すること</li> </ul>	
市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口で収集した情報の集約等に關すること</li> <li>廃棄物処理に關すること</li> <li>安否情報の収集に關すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に關すること</li> </ul>	市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口で収集した情報の集約等に關すること</li> <li>廃棄物処理に關すること</li> <li>安否情報の収集に關すること</li> </ul>	記載位置の修正
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の開設及び運営体制の整備に關すること</li> <li>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に關すること</li> <li>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の応急救助用食料、生活必需品の確保・供給のとりまとめに關すること</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に關すること</li> <li>避難施設の開設及び運営体制の整備に關すること</li> <li>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に關すること</li> <li>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の応急救助用食料、生活必需品の確保・供給のとりまとめに關すること</li> </ul>	
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林地・農林業用施設等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>商工業、観光施設等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに關すること</li> <li>応急救助用食料、生活必需品の確保・供給協力に關すること</li> </ul>	産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林地・農林業用施設等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>商工業、観光施設等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに關すること</li> <li>応急救助用食料、生活必需品の確保・供給協力に關すること</li> </ul>	
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の確保に關すること</li> <li>道路、河川、市営住宅等の被害状況調査及び応急対策に關すること</li> </ul>	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の確保に關すること</li> <li>道路、河川、市営住宅等の被害状況調査及び応急対策に關すること</li> </ul>	
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の供給、医療用水の確保に關すること</li> <li>上下水道施設等の所管施設に關する被害状況調査及び応急対策に關すること</li> <li>し尿処理に關すること</li> </ul>	上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の供給、医療用水の確保に關すること</li> <li>上下水道施設等の所管施設に關する被害状況調査及び応急対策に關すること</li> <li>し尿処理に關すること</li> </ul>	
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の仕納・調査、義援金の分配等に關すること</li> </ul>	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の仕納・調査、義援金の分配等に關すること</li> </ul>	
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に關すること</li> <li>入院患者、通院患者の安全確保及び支援に關すること</li> </ul>	秘書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部長及び市対策本部副本部長の秘書</li> <li>武力攻撃事態等に關する市民等への広報</li> </ul>	組織及び業務の追記
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管教育施設の被害状況調査及び応急対策に關すること</li> <li>被災児童生徒・被災教職員の応急対策に關すること</li> <li>避難所運営の協力に關すること</li> <li>文化財の保護に關すること</li> </ul>	病院事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に關すること</li> <li>入院患者、通院患者の安全確保及び支援に關すること</li> </ul>	字句の修正
		教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管施設の被害状況調査及び応急対策に關すること</li> <li>被災児童生徒等・被災教職員の応急対策に關すること</li> <li>避難所運営の協力に關すること</li> <li>文化財の保護に關すること</li> </ul>	字句の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p>北はりま消防組合（加東消防署）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・ 市民の避難勧奨に関すること</li> </ul> <p>消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・ 市民の避難勧奨に関すること</li> </ul> <p>委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部政部及び産業振興部に属する業務</li> </ul> <p>議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部政部に属する業務</li> </ul>	<p>北はりま消防組合（加東消防署）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・ 市民の避難勧奨に関すること</li> </ul> <p>消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・ 市民の避難勧奨に関すること</li> </ul> <p>委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部政部及び産業振興部に属する業務</li> </ul> <p>議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ</u></li> </ul>	<p>業務内容の修正</p> <p>※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする。 (必要により市対策本部に各部課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)</p> <p>※ 各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><b>2 動員の実施（略）</b></p> <p><b>3 通信の確保</b></p> <p>(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、衛星携帯電話、無線機器等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LG WAN（総合行政ネットワーク）、<u>CATV</u>を活用した電話等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>業務内容の修正</p> <p>※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする。 (必要により市対策本部に各部課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)</p> <p>※ 各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><b>2 動員の実施（略）</b></p> <p><b>3 通信の確保</b></p> <p>(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、衛星携帯電話、無線機器等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LG WAN（総合行政ネットワーク）、<u>防災行政無線</u>等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>C A T Vを活用した電話はないため削除し、防災行政無線を追記</p>
<p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は市協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。</p> <p>② (略)</p>	<p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p><b>1～3 (略)</b></p> <p><b>4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は市協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。</p> <p>② (略)</p>	<p>字句の修正</p>		

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

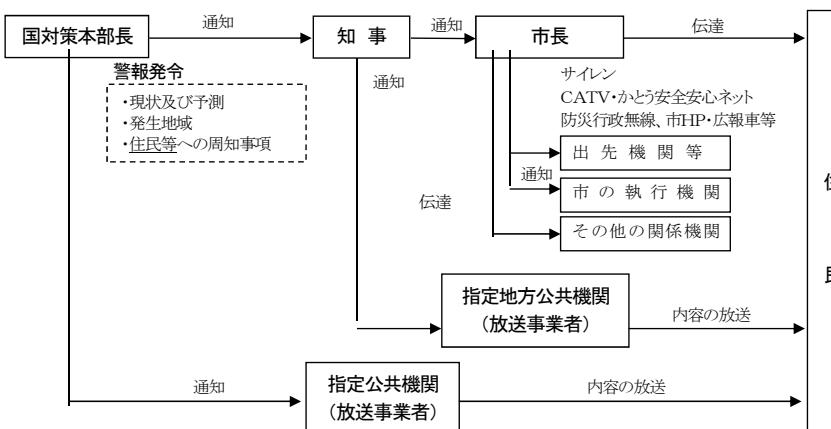
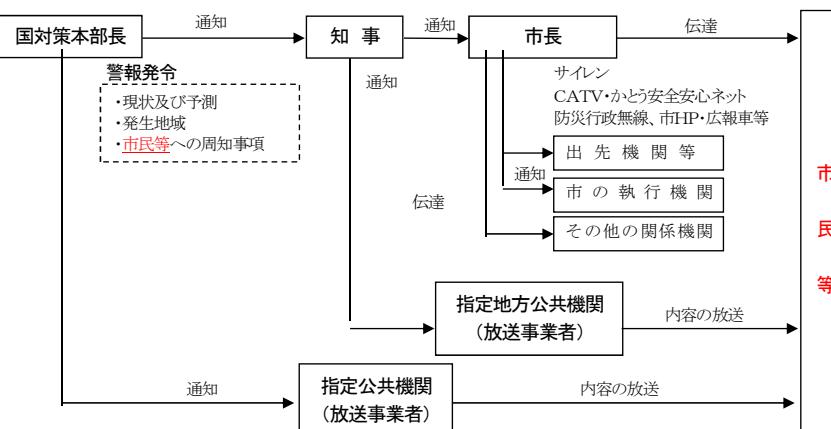
<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p><b>5 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託</b></p> <p>(1) 他の市町長等への応援の要求 ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。 ② (略)</p> <p>(2) 県への応援の要求 市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。</p> <p>(3) 事務の一部の委託 (略)</p> <p><b>6・7 (略)</b></p>	<p><b>5 他の市町長<sub>一</sub>に対する応援の要求、事務の委託</b></p> <p>(1) 他の市町長<sub>一</sub>への応援の要求 ① 市長<sub>一</sub>は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長<sub>一</sub>に対して応援を求める。 ② (略)</p> <p>(2) 県への応援の要求 市長<sub>一</sub>は、必要があると認めるときは、知事<sub>一</sub>に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。</p> <p>(3) 事務の一部の委託 (略)</p> <p><b>6・7 (略)</b></p>	字句の修正
<p><b>8 ボランティア団体等に対する支援等</b></p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援 市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 民間からの救援物資の受入れ 市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配達等の体制の整備等を図る。</p>	<p><b>8 ボランティア団体等に対する支援等</b></p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援 市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 民間からの救援物資の受入れ 市は、県や関係機関等と連携し、民間<sub>一</sub>からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配達等の体制の整備等を図る。</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正
<p><b>9 市民<sub>一</sub>への協力要請</b></p> <p>市は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民<sub>一</sub>に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民<sub>一</sub>への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>協力を要請された市民<sub>一</sub>は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にみだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 避難住民の誘導</li> <li><input type="radio"/> 避難住民等の救援</li> <li><input type="radio"/> 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> <li><input type="radio"/> 保健衛生の確保</li> </ul>	<p><b>9 市民等への協力要請</b></p> <p>市は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、市民等<sub>一</sub>に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、市民等<sub>一</sub>への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>協力を要請された市民等<sub>一</sub>は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にみだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 避難住民の誘導</li> <li><input type="radio"/> 避難住民等の救援</li> <li><input type="radio"/> 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> <li><input type="radio"/> 保健衛生の確保</li> </ul>	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
<p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b></p> <p><b>第1 警報の伝達等</b></p>	<p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b></p> <p><b>第1 警報の伝達等</b></p>	

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 警報の内容の伝達等</b></p> <p>(1) 警報の内容の伝達 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2) 警報の内容の通知        ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院等、認定こども園、幼稚園、保育所、児童健全育成施設、バス会社、鉄道駅、道の駅など）に対し、警報の内容を通知する。また、かとう安全安心ネットを活用して携帯電話のメール機能により警報の内容を配信する。        ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http://www.city.kato.lg.jp）に警報の内容を掲載する。</p> <p>※ 市長から住民及び関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。</p>  <p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。        ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVの緊急</p>	<p>市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 警報の内容の伝達等</b></p> <p>(1) 警報の内容の伝達 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに<b>市民等</b>に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2) 警報の内容の通知        ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、<b>市民</b>病院等）に対し、警報の内容を通知する。        ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http://www.city.kato.lg.jp）に警報の内容を掲載する。</p> <p>※ 市長から<b>市民等</b>及び関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。</p>  <p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により<b>情報を伝達する</b>。        ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVの緊急</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>市の執行機関でない機関、教育委員会内の組織を削除 伝達方法は、次の項で扱うため削除</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正</p>
---	--	---

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>放送、消防署のサイレン及び消防用緊急車両等市が利用できるすべての手段を用いて、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して<u>住民</u>に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して<u>住民</u>に周知を図る。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。</p> <p>※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】 <u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態や気象庁が発する緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用により、防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、北はりま消防組合（加東消防署）は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。 また、防災・福祉部局との連携の下で今後作成予定の災害時要援護者の避難支援のプラン等を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>① (略)</p> <p>② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、認定こども園、幼稚園及び保育所、児童健全育成施設等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。</p> <p>③ 自主防災組織や<u>自治会</u>等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。</p> <p>④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、多言語放送を行う<u>コミュニティFM</u>やFM放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>放送、消防署のサイレン及び消防用緊急車両等市が利用できるすべての手段を用いて、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して<u>市民等</u>に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して<u>市民等</u>に周知を図る。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。</p> <p>※<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかつた場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-N e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、北はりま消防組合（加東消防署）は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。 また、防災・福祉部局との連携の下で、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>① (略)</p> <p>② 病院、社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、認定こども園、幼稚園、保育所、児童健全育成施設等の児童<u>又は</u>乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。</p> <p>③ 自主防災組織<u>及び</u><u>自治会</u>等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。</p> <p>④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、<u>必要に応じて、外国人団体及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正</p> <p>平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正</p> <p>平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>コミュニティFMがないため削除</p>
<b>3 緊急通報の伝達及び通知</b>	<b>3 緊急通報の伝達及び通知</b>	

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

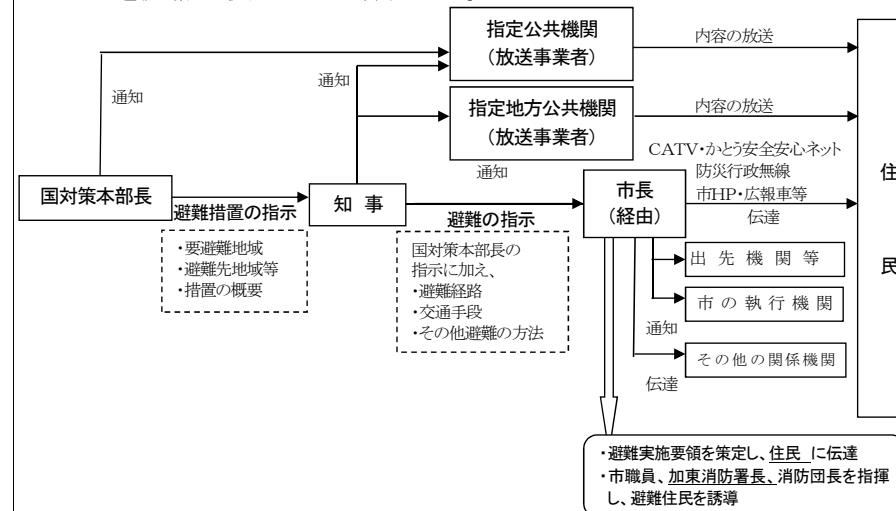
**第2 避難住民の誘導等**

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

**1 避難の指示の通知・伝達**

- ① (略)
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



**2 避難実施要領の策定**

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領

緊急通報の市民等への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

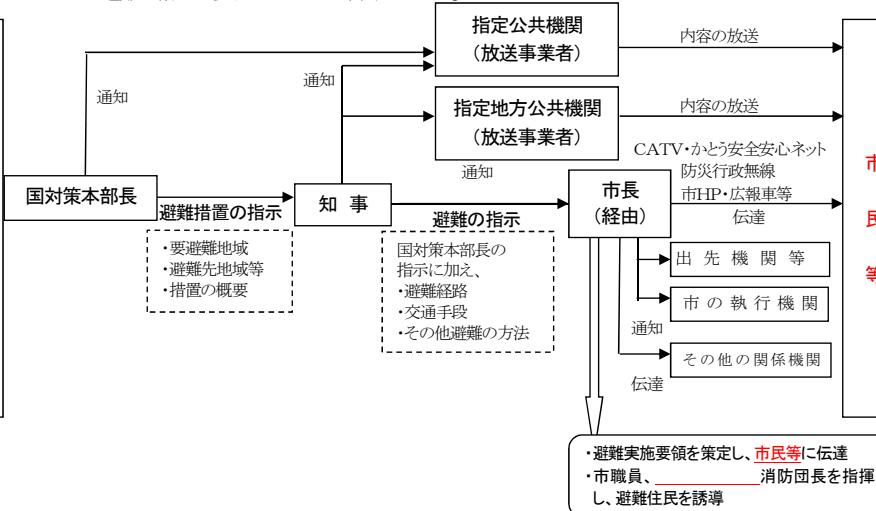
**第2 避難住民の誘導等**

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

**1 避難の指示の通知・伝達**

- ① (略)
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



**2 避難実施要領の策定**

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領

第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正

第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正

第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正

第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正

加東消防署長を指揮するの  
は、北はりま消防組合の消防  
長であるため削除

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p>の内容を修正する。</p> <p>※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項</li> <li>・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項</li> <li>・その他避難の実施に關し必要な事項</li> </ul> <p>※【避難実施要領の策定の留意点について】</p> <p><u>避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に當たる様々な關係機關が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもりうる。</u></p> <p>※【県保護計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】</p> <p>①～⑫（略）</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ <u>要援護者</u> の避難方法の決定（災害時要援護者の避難支援のプラン等、災害時要援護者の支援班の設置）</p> <p>⑦～⑩（略）</p>	<p>の内容を修正する。</p> <p>※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項</li> <li>・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項</li> <li>・その他避難の実施に關し必要な事項</li> </ul> <p>※【避難実施要領の策定の留意点について】</p> <p><u>市長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。</u></p> <p>①～⑫（略）</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ <u>避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者の支援班の設置）</u></p> <p>⑦～⑩（略）</p> <p>(3) 避難実施要領作成例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p style="text-align: center;"><u>避難実施要領</u></p> <p style="text-align: right;"><u>加東市長</u> <u>〇月〇日〇時現在</u></p> <p>1 <u>避難の経路、避難の手段その他避難の方法</u> 加東市における市民の避難は、次の方で行うものとする。 (1) 加東市〇〇地区の市民は、〇〇市の〇〇地区にある〇〇市立〇〇体育館を避難先として、〇日〇時を目途に避難を開始する。 【避難経路及び避難手段】 ● <u>避難の手段（バス・鉄道・その他）</u> ・バスの場合 加東市〇〇地区的市民は、加東市立〇〇小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、〇〇市立〇〇体育館に避難する。 ・鉄道の場合 加東市〇〇地区的市民は、〇〇鉄道〇〇線〇〇駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又は〇〇通りを使用すること。集合後は、〇日〇時〇分発〇〇市〇〇駅行きの電車で避難する。〇〇市〇〇駅到着後は、〇〇市職員及び加東市職員の誘導に従って、</p> </div>	<p>留意点に関する事項に絞つて内容を簡略化</p> <p>平成 29 年消防庁通知消防国第 70 号に伴う字句の修正 平成 30 年消防庁国民保護室事務連絡に伴う修正</p> <p>避難実施要領の作成例の追記</p>
---	--	---

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

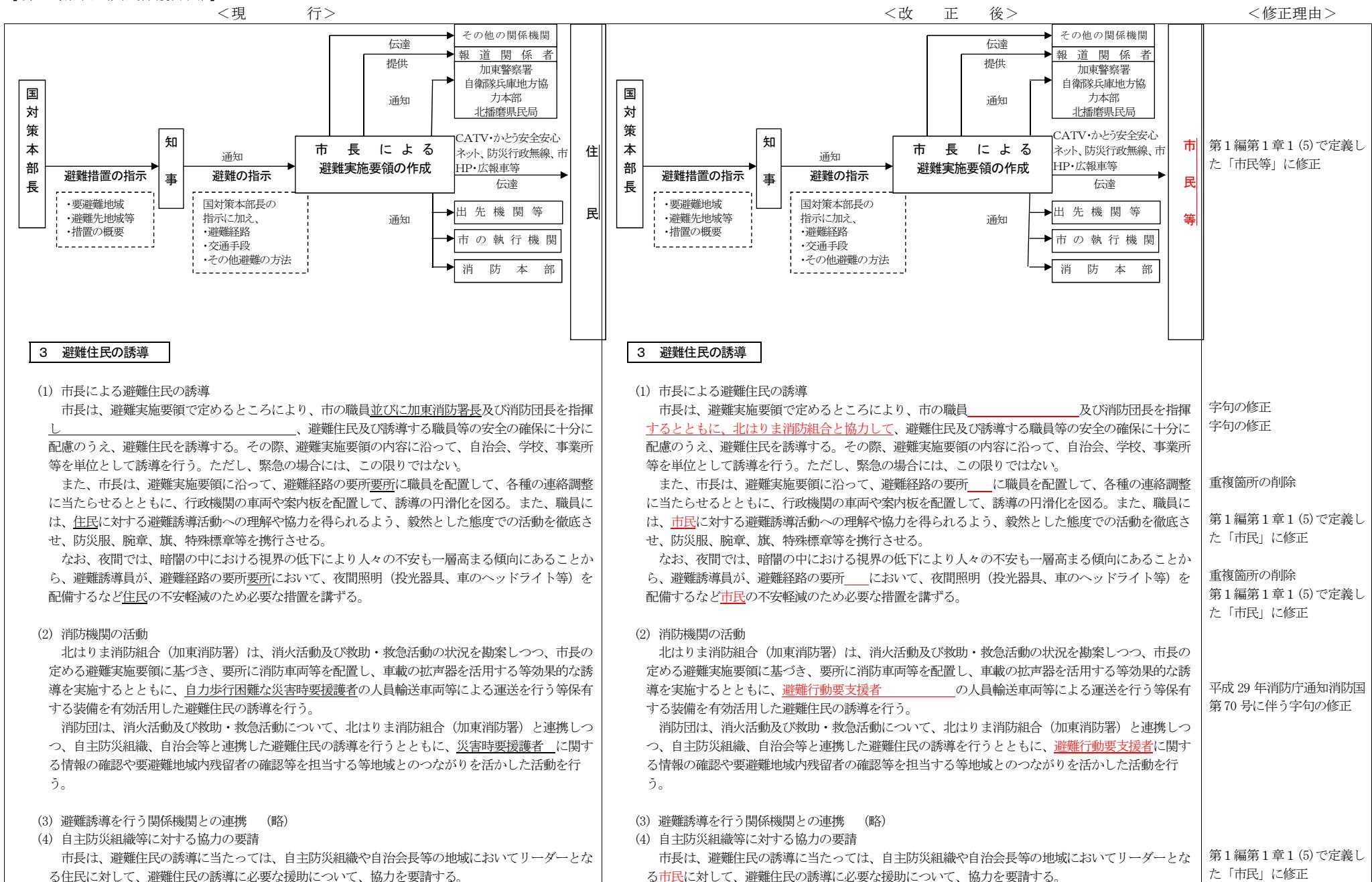
&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等</p> <p>市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、<u>住民</u>及び<u>関係のある公私の団体</u>に伝達する。その際、<u>住民</u>に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の<u>住民</u>に關係する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、加東消防署長、加東警察署長等、自衛隊兵庫地方協力本部長、県地方対策本部長（北播磨県民局長）<u>並びに</u>その他の関係機関に通知する。さらに市長は報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。</p>	<p><u>主に徒歩で〇〇市立〇〇体育館に避難する。</u>  <u>・・・以下略・・・</u></p> <p><b>2 避難住民の誘導の実施方法</b></p> <p>(1) 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民への周知要員</li> <li>・避難誘導要員</li> <li>・市対策本部要員</li> <li>・現地連絡要員</li> <li>・避難所運営要員</li> <li>・水、食料等支援要員 等</li> </ul> <p>(2) 残留者の確認</p> <p>市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）</p> <p>(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導</p> <p>誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</p> <p><b>3 その他避難の実施に関し必要な事項</b></p> <p>(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。</p> <p>(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。</p> <p>(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>加東市対策本部 担当 〇〇〇〇</u>  <u>TEL 0795-43-XXXX</u>  <u>FAX 0795-42-XXXX</u></p> <p style="text-align: center;">・・・以下略・・・</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正 字句の修正</p>
---	---	---

【新旧対照表（国民保護計画）】



## 【新旧対照表（国民保護計画）】

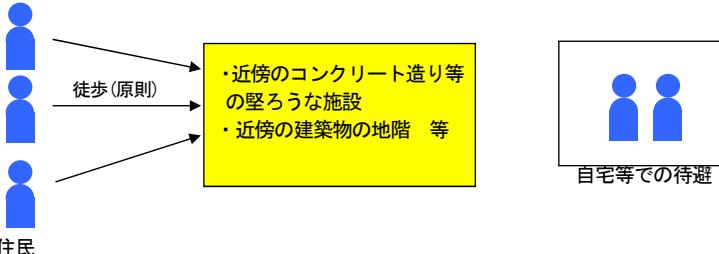
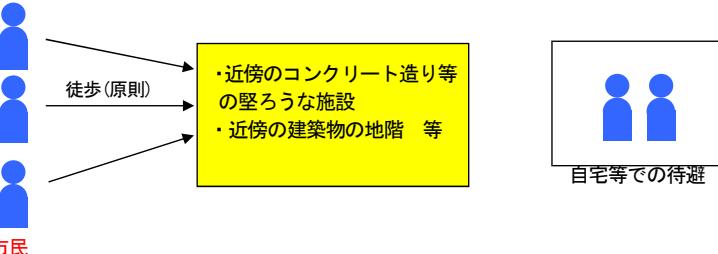
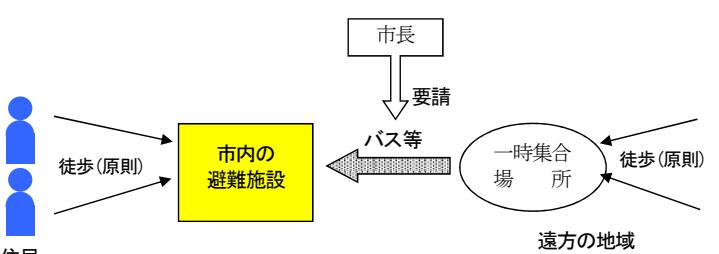
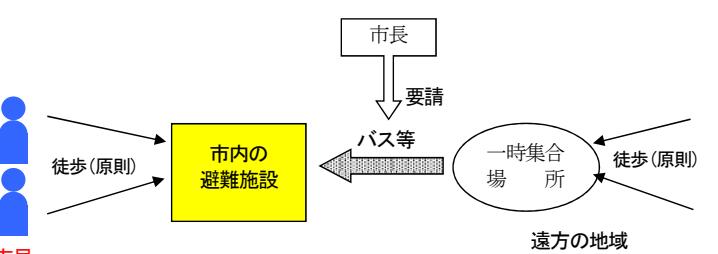
<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等の避難を万全に行うため、災害時要援護者の支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。また、災害時要援護者の避難支援のプランを作成した場合には、当該プランに従って対応する。</p> <p>また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、認定こども園、保育所・幼稚園・児童健全育成施設等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。</p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p> <p>(7) 残留者等への対応 (略)</p> <p>(8) 避難所等における安全確保等 市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をうとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知 道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。</p> <p>(11) 県に対する要請等 (略)</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等 ① (略) ② 原則として、市内のみの運送の場合は市が、運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。 ③ (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(13) 避難住民の復帰のための措置 (略)</p>	<p>(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者の支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。また、避難行動要支援者名簿を活用しながら対応する。</p> <p>また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、認定こども園、保育所・幼稚園・児童健全育成施設等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。</p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p> <p>(7) 残留者等への対応 (略)</p> <p>(8) 避難所等における安全確保等 市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をうとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知 道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。</p> <p>(11) 県に対する要請等 (略)</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等 ① (略) ② 原則として、市の区域内の運送の場合は市が、運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。 ③ (略)</p> <p>(13) 大規模集客施設等における避難 <u>市は、大規模集客施設又は旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置 (略)</p>	平成 29 年消防庁通知消防国第 70 号に伴う字句の修正  市立幼稚園がないため削除  第 1 編第 1 章 1 (5) で定義した「市民等」に修正  第 1 編第 1 章 1 (5) で定義した「市民等」に修正  国民保護法の言葉に合わせ修正  平成 29 年消防庁通知消防国第 70 号に伴う字句の修正  数字のずれ  第 1 編第 1 章 1 (5) で定義した「市民」に修正
<p><b>第 3 避難の類型及び避難に当たって留意すべき事項</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなる。そこで、以下には、県保護計画に基づき、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示すとともに、避難に当たって留意すべき事項を示す。</p> </div>	<p><b>第 3 避難の類型及び避難に当たって留意すべき事項</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなる。そこで、以下には、県保護計画に基づき、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示すとともに、避難に当たって留意すべき事項を示す。</p> </div>	

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

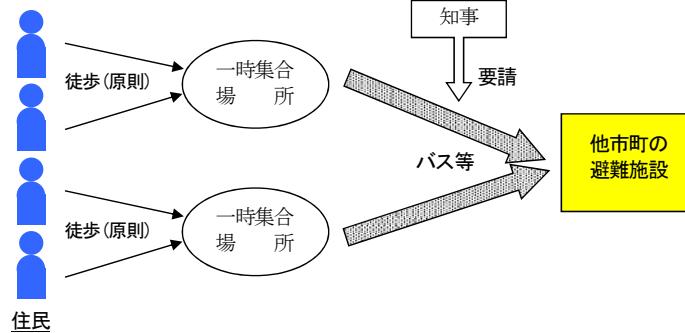
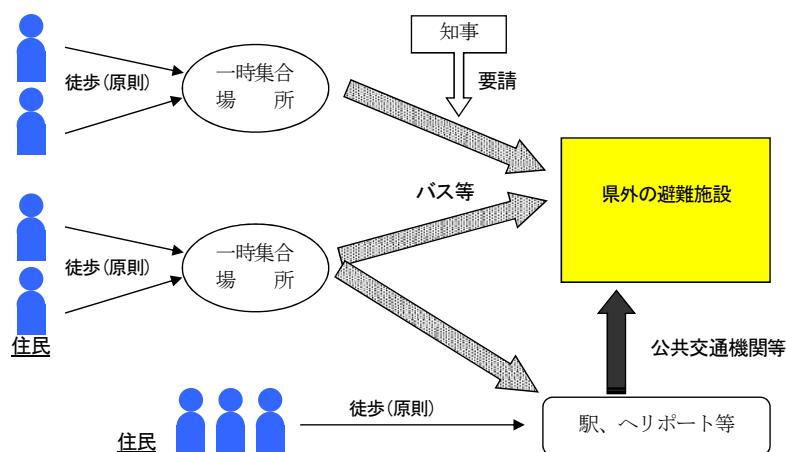
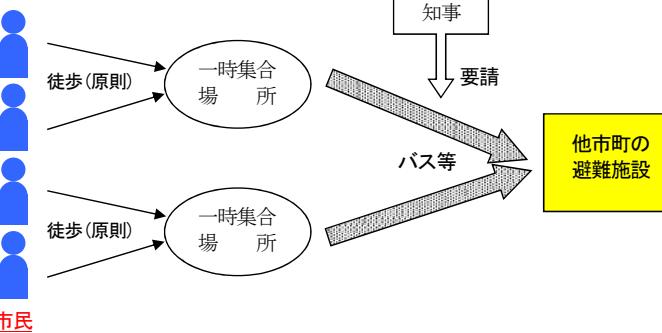
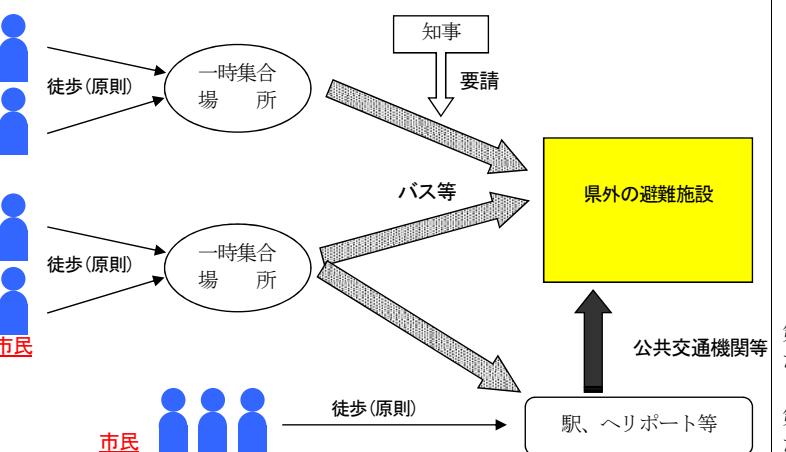
&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

1 避難の類型	1 避難の類型	
<p>(1) 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突然に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の類型により、他の安全な地域へ避難する。</p> 	<p>(1) 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突然に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の類型により、他の安全な地域へ避難する。</p> 	
<p>(2) 市内の避難 市内において避難する場合は、徒步を原則として、市内の避難施設に避難する。 また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。 この場合においては、<u>住民</u>は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。</p> 	<p>(2) 市内の避難 市内において避難する場合は、徒步を原則として、市内の避難施設に避難する。 また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。 この場合においては、<u>市民</u>は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。</p> 	第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正
<p>(3) 県内他市町への避難 県内の他市町へ避難する場合は、<u>住民</u>は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。 また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。</p>	<p>(3) 県内他市町への避難 県内の他市町へ避難する場合は、<u>市民</u>は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。 また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
 <p>(4) 県外への避難 大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、航空機等の公共交通機関等による避難を行う。この場合においては、<u>住民</u>は、徒步を原則として、駅等に集合し、指定された公共交通機関等により避難する。 また、知事が要請したバス等により避難する場合は、<u>住民</u>は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。</p>  <p><b>2 避難に当たって留意すべき事項</b></p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合      ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うことが必要となる。      このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行</p>	 <p>(4) 県外への避難 大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、航空機等の公共交通機関等による避難を行う。この場合においては、<u>市民</u>は、徒步を原則として、駅等に集合し、指定された公共交通機関等により避難する。 また、知事が要請したバス等により避難する場合は、<u>市民</u>は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。</p>  <p><b>2 避難に当たって留意すべき事項</b></p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合      大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うことが必要となる。      このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>字句の修正</p>

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 国対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示が行われた場合には、市長は、避難実施要領を作成し、当該要避難地域からの<u>住民</u>の避難を迅速に実施する。</p> <p>② 急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が<u>だされる</u>ことが基本である。</p> <p>③ <u>その際</u>、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、<u>住民</u>を要避難地域の外に避難させることとなる。<u>その際</u>、武力攻撃がまさに行われており、<u>住民</u>に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</p> <p>④ (略)</p>	<p>ことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 国対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示が行われた場合には、市長は、避難実施要領を<u>策定</u>し、当該要避難地域からの<u>市民</u>の避難を迅速に実施する。</p> <p>② 急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が<u>出される</u>ことが基本である。</p> <p>③ <u>_____</u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、<u>市民</u>を要避難地域の外に避難させることとなる。<u>_____</u>武力攻撃がまさに行われており、<u>市民</u>に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</p> <p>④ (略)</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>
<p>(3) 弹道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弹道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、<u>住民</u>は屋内に避難することが基本である。</p> <p>このため、<u>住民</u>は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、市長は、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示及び知事による避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行うなど、避難の指示の内容に従って<u>住民</u>の避難を実施する。</p> <p>※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、<u>弹道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村</u></p> <hr/> <p><u>_____に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>(4) 航空攻撃の場合 (略)</p> <p>(5) 武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行ふこととされ、事態の状況を見て、次のような指示を行ふことが想定されている。市長は、知事からの避難の指示に基づき<u>住民</u>の避難誘導を行う。</p> <p>・事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものと</p>	<p>(3) 弹道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弹道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、<u>市民</u>は屋内に避難することが基本である。</p> <p>このため、<u>市民</u>は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、市長は、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示及び知事による避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行うなど、避難の指示の内容に従って<u>市民</u>の避難を実施する。</p> <p>※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、<u>弹道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、<u>弹道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、<u>弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></u></u></p> <p>(4) 航空攻撃の場合 (略)</p> <p>(5) 武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行ふこととされ、事態の状況を見て、次のような指示を行ふことが想定されている。市長は、知事からの避難の指示に基づき<u>市民</u>の避難誘導を行う。</p> <p>・事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものと</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正 字句の修正 字句の修正 第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>
<p>(3) 弹道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弹道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、<u>住民</u>は屋内に避難することが基本である。</p> <p>このため、<u>住民</u>は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、市長は、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示及び知事による避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行うなど、避難の指示の内容に従って<u>住民</u>の避難を実施する。</p> <p>※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、<u>弹道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、<u>弹道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、<u>弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></u></u></p>	<p>(3) 弹道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弹道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、<u>市民</u>は屋内に避難することが基本である。</p> <p>このため、<u>市民</u>は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、市長は、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示及び知事による避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行うなど、避難の指示の内容に従って<u>市民</u>の避難を実施する。</p> <p>※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、<u>弹道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、<u>弹道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、<u>弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></u></u></p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正 第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正 第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正 平成29年消防庁通知消防国第106号に伴う字句の修正</p>
<p>(4) 航空攻撃の場合 (略)</p> <p>(5) 武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行ふこととされ、事態の状況を見て、次のような指示を行ふことが想定されている。市長は、知事からの避難の指示に基づき<u>住民</u>の避難誘導を行う。</p> <p>・事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものと</p>	<p>(4) 航空攻撃の場合 (略)</p> <p>(5) 武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行ふこととされ、事態の状況を見て、次のような指示を行ふことが想定されている。市長は、知事からの避難の指示に基づき<u>市民</u>の避難誘導を行う。</p> <p>・事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものと</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>																
<p>する。)を指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。</li> </ul> <p>(6) NBC攻撃の場合</p> <p>市長は、消防機関等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。</p> <p>【NBC攻撃における避難の留意点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">攻撃の種類</th><th style="text-align: center;">留意点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">核攻撃等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予測されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> </li> <li>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> </li> <li>③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">生物剤による攻撃</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、<u>住民</u>を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">化学剤による攻撃</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	攻撃の種類	留意点	核攻撃等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予測されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> </li> <li>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> </li> <li>③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul>	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、<u>住民</u>を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul>	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul>	<p>する。)を指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。</li> </ul> <p>(6) NBC攻撃の場合</p> <p>市長は、消防機関等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。</p> <p>【NBC攻撃における避難の留意点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">攻撃の種類</th><th style="text-align: center;">留意点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">核攻撃等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予測されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> </li> <li>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> </li> <li>③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">生物剤による攻撃</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、<u>市民</u>を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">化学剤による攻撃</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	攻撃の種類	留意点	核攻撃等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予測されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> </li> <li>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> </li> <li>③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul>	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、<u>市民</u>を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul>	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p>
攻撃の種類	留意点																	
核攻撃等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予測されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> </li> <li>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> </li> <li>③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul>																	
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、<u>住民</u>を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul>																	
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul>																	
攻撃の種類	留意点																	
核攻撃等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予測されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> </li> <li>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> </li> <li>③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul>																	
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、<u>市民</u>を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul>																	
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul>																	
<p>第5章 救援</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 救援における県との連携 (略)</p> <p>4 救援の実施方法</p> <p>救援の実施方法は、県保護計画及び地域防災計画を踏まえて行うが、おおむね以下のとおりとする。</p> <p>(1) 収容施設の供与</p>	<p>第5章 救援 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 救援における県との連携 (略)</p> <p>4 救援の実施方法</p> <p>救援の実施方法は、県保護計画及び地域防災計画を踏まえて行うが、おおむね以下のとおりとする。</p> <p>(1) 収容施設の供与</p>	<p>災害救助法事務の内閣府への移管に伴う修正</p>																

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>① 避難所</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告する。</p> <p>(エ) 避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ避難所として追加すべき施設を県に報告する。</p> <p>なお、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けることとしている。</p> <p>また、市域の避難所では収容力が不足する場合には、県を通じて他市町等に避難住民等の受入を要請する。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>② 応急仮設住宅</p> <p>避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市が設置する場合で、市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合は、次の事項を可能な限り示して、県に建設業者や資機材の供給斡旋等を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害戸数</li> <li>・設置を必要とする戸数</li> <li>・調達を必要とする建設業者数</li> <li>・連絡責任者</li> <li>・その他必要となる事項</li> </ul> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>① 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与の方法 (略)</p> <p>イ 食料の供給要請等</p> <p>市は、市内において食料の調達が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して県に災害救助用米穀、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給、斡旋を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給あっせんを必要とする理由</li> <li>・必要な品目及び数量</li> <li>・引渡しを受ける場所及び引渡し責任者</li> <li>・荷役作業者の派遣の必要の有無</li> <li>・その他参考となる事項</li> </ul> <p>② 飲料水の供給 (略)</p>	<p>① 避難所</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告する。</p> <p>(エ) 避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ避難所として追加すべき施設を県に報告する。</p> <p>なお、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けることとしている。</p> <p>また、市域の避難所では収容力が不足する場合には、県を通じて他市町等に避難住民等の受入を要請する。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>② 応急仮設住宅</p> <p>避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市が設置する場合で、市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合は、次の事項を可能な限り示して、県に建設業者や資機材の供給あっせん等を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害戸数</li> <li>・設置を必要とする戸数</li> <li>・調達を必要とする建設業者数</li> <li>・連絡責任者</li> <li>・その他必要となる事項</li> </ul> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>① 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与の方法 (略)</p> <p>イ 食料の供給要請等</p> <p>市は、市内において食料の調達が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して県に災害救助用米穀、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給あっせんを要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給あっせんを必要とする理由</li> <li>・必要な品目及び数量</li> <li>・引渡しを受ける場所及び引渡し責任者</li> <li>・荷役作業者の派遣の必要の有無</li> <li>・その他参考となる事項</li> </ul> <p>② 飲料水の供給 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>国民保護法の言葉に合わせ修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>① 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与の方法 (略)</p> <p>イ 食料の供給要請等</p> <p>市は、市内において食料の調達が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して県に災害救助用米穀、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給あっせんを要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給あっせんを必要とする理由</li> <li>・必要な品目及び数量</li> <li>・引渡しを受ける場所及び引渡し責任者</li> <li>・荷役作業者の派遣の必要の有無</li> <li>・その他参考となる事項</li> </ul> <p>② 飲料水の供給 (略)</p>		<p>字句の修正</p>

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>(3) 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与 被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。</p> <p>① 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与の方法 ア (略) イ 物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、斡旋を要請する。 (ア) 供給斡旋を必要とする理由 (イ)～(カ) (略)</p> <p>② 被服、寝具その他生活必需品の品目 (略)</p> <p>(4) 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。</p> <p>① 救護所の設置 (略)</p> <p>② 情報の収集及び提供 ア 情報収集の協力 市は、_____小野市 加東市医師会、加東健康福祉事務所（地域医療情報センター）等と連携し、広域災害・救急医療情報システム等を活用した、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。 イ 情報の提供 北はりま消防組合（加東消防署）は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行うとともに、当該情報を適宜市を通じて市民向け広報、医療機関向け情報提供等に活用する。</p> <p>③ 救護班の編成 ア 救護班の編成、派遣 市は、多数の傷病者が発生した場合は、加東市民病院において救護班を編成し救護所に派遣するとともに、状況により_____小野市 加東市医師会に、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。 イ 県への要請 (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(6) 医薬品等の供給 ア 品目 (略) イ 調達方法 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関の備蓄品で不足が生じる場合、加東健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。 市で供給が困難な場合は、県に供給斡旋を求める。 ウ 搬送、供給方法 (略)</p> <p>(5) 被災者の搜索及び救出 (略)</p> <p>(6) 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、</p>	<p>(3) 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与 被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。</p> <p>① 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与の方法 ア (略) イ 物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給あっせんを要請する。 (ア) 供給あっせんを必要とする理由 (イ)～(カ) (略)</p> <p>② 被服、寝具その他生活必需品の品目 (略)</p> <p>(4) 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。</p> <p>① 救護所の設置 (略)</p> <p>② 情報の収集及び提供 ア 情報収集の協力 市は、(一社)小野市 加東市医師会、加東健康福祉事務所（地域医療情報センター）等と連携し、広域災害・救急医療情報システム等を活用した、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。 イ 情報の提供 北はりま消防組合（加東消防署）は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行うとともに、当該情報を適宜市を通じて市民等向け広報、医療機関向け情報提供等に活用する。</p> <p>③ 救護班の編成 ア 救護班の編成、派遣 市は、多数の傷病者が発生した場合は、加東市民病院において救護班を編成し救護所に派遣するとともに、状況により(一社)小野市 加東市医師会に、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。 イ 県への要請 (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(6) 医薬品等の供給 ア 品目 (略) イ 調達方法 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関の備蓄品で不足が生じる場合、加東健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。 市で供給が困難な場合は、県に供給あっせんを求める。 ウ 搬送、供給方法 (略)</p> <p>(5) 被災者の搜索及び救出 (略)</p> <p>(6) 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、</p>	字句の修正  字句の修正  字句の修正  第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正  字句の修正  字句の修正  字句の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。</p> <p>① 埋火葬の方法 ア (略) イ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、概ね以下のとおり埋火葬を実施する。 ・災害総合相談窓口等で埋火葬許可書を発行 ・遺体は下表の施設で火葬 表 火葬場 (略) ウ (略) ②・③ (略) (7)・(8) (略)</p> <p>(9) 学用品の給与 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して学用品を給与する。 なお、高等学校等生徒に対しては県が行うこととなっている。 ① 学用品の品目 (略) ② 学用品給与の方法 ア 市は、学校及び<u>県</u>教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び、配分を行う。 イ (略) (10)・(11) (略)</p>	<p>遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。</p> <p>① 埋火葬の方法 ア (略) イ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、概ね以下のとおり埋火葬を実施する。 ・<u>死体火葬許可証</u> を発行 ・遺体は下表の施設で火葬 表 火葬場 (略) ウ (略) ②・③ (略) (7)・(8) (略)</p> <p>(9) 学用品の給与 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して学用品を給与する。 なお、高等学校等生徒に対しては県が行うこととなっている。 ① 学用品の品目 (略) ② 学用品給与の方法 ア 市は、学校及び<u>教育委員会</u>の協力を受け、学用品の調達及び、配分を行う。 イ (略) (10)・(11) (略)</p>	字句の修正
<p><b>第6章 安否情報の収集・提供</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> </div> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。</p>	<p><b>第6章 安否情報の収集・提供</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> </div> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。</p>	県の教育委員会の協力はないため削除

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p><b>1 安否情報の収集</b></p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p><b>1 安否情報の収集 (略)</b></p> <p><b>2 県に対する報告</b></p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、 _____安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方による方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。</p> <p><b>3 安否情報の照会に対する回答</b></p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>① 市は、安否情報の照会窓口、電話及び FAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に<u>住民</u>に周知する。</p> <p>② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。 ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、<u>住民基本台帳カード</u>など</p>	<p><b>1 安否情報の収集</b></p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p><b>1 安否情報の収集 (略)</b></p> <p><b>2 県に対する報告</b></p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<b>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は</b>、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方による方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。</p> <p><b>3 安否情報の照会に対する回答</b></p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>① 市は、安否情報の照会窓口、電話番号、FAX番号及びメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に<b>市民等</b>に周知する。</p> <p>② <b>市民</b>からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。 ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、<b>外国人登録証明書</b>、<b>住民基本台帳カード</b>など</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>平成30年消防庁国民保護室事務連絡に伴う修正</p> <p>字句の修正 第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正 第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>外国人登録証明書の追記</p>

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>により、当該照会者が本人であることを確認する。</p> <p>ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4 日本赤十字社に対する協力 (略)</b></p>	<p>により、当該照会者が本人であることを確認する。</p> <p>ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4 日本赤十字社に対する協力 (略)</b></p>	
<p><b>第7章 武力攻撃災害への対処</b></p> <p><b>第1 武力攻撃災害への対処 (略)</b></p> <p><b>第2 応急措置等</b></p> <p>市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 退避の指示</b></p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、<u>住民</u>に対し退避の指示を行う。</p> <p>この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。</p> <p>※ 【退避の指示について】</p> <p>退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で<u>住民</u>を一時的に退避させるものである。</p> <p>ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、<u>住民</u>に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の<u>住民</u>に退避の指示をする。</p> <p>※ 【退避の指示（一例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「□□区、■■区、○○町×丁目、△△町○丁目」地区の<u>住民</u>については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。</li> <li>○ 「□□区、■■区、○○町×丁目、△△町○丁目」地区の<u>住民</u>については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。</li> </ul> <p>※ 【屋内退避の指示について】</p> <p>市長は、<u>住民</u>に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。</p> <p>① NBC攻撃と判断されるような場合において、<u>住民</u>が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき</p>	<p>市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 退避の指示</b></p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、<u>市民等</u>に対し退避の指示を行う。</p> <p>この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。</p> <p>※ 【退避の指示について】</p> <p>退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で<u>市民等</u>を一時的に退避させるものである。</p> <p>ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、<u>市民等</u>に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して<u>市民等</u>に退避の指示をする。</p> <p>※ 【退避の指示（一例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「□□区、■■区、○○×丁目、△△地区○の<u>市民等</u>については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。</li> <li>○ 「□□区、■■区、○○×丁目、△△地区○の<u>市民等</u>については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。</li> </ul> <p>※ 【屋内退避の指示について】</p> <p>市長は、<u>市民等</u>に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。</p> <p>① NBC攻撃と判断されるような場合において、<u>市民等</u>が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p>

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>② (略)</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① 市は、退避の指示を行ったときは、CATV、かとう安全安心ネット、防災行政無線、広報車等により速やかに<u>住民</u>に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を<u>住民</u>に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① 市は、退避の指示を行ったときは、CATV、かとう安全安心ネット、防災行政無線、広報車等により速やかに<u>市民等</u>に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を<u>市民等</u>に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>②・③ (略)</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
<p><b>2 警戒区域の設定</b></p> <p>(1) 警戒区域の設定</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、<u>住民</u>からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、<u>住民</u>の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>※【警戒区域の設定について】 (略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>① (略)</p> <p>② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、CATV、かとう安全安心ネット、防災行政無線、広報車等を活用し、<u>住民</u>に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。</p> <p>武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び<u>住民</u>が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(3) 安全の確保 (略)</p>	<p><b>2 警戒区域の設定</b></p> <p>(1) 警戒区域の設定</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、<u>市民</u>からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、<u>市民</u>の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>※【警戒区域の設定について】 (略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>① (略)</p> <p>② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、CATV、かとう安全安心ネット、防災行政無線、広報車等を活用し、<u>市民等</u>に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。</p> <p>武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び<u>市民等</u>が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(3) 安全の確保 (略)</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正
<p><b>3・4 (略)</b></p> <p><b>5 消防に関する措置等</b></p> <p>(1) 市が行う措置 (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法</p>	<p><b>3・4 (略)</b></p> <p><b>5 消防に関する措置等</b></p> <p>(1) 市が行う措置 (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>令に基づき、武力攻撃災害から<u>住民</u>を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、北はりま消防組合（加東消防署）は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><b>第3 生活関連等施設における災害への対処等 (略)</b></p> <p><b>第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等</b></p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害応急対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 武力攻撃原子力災害への対処</b></p> <p>(1) 地域防災計画（原子力災害応急対策）等に準じた措置の実施 市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力災害応急対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は_____内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣_____若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 住民の避難誘導 ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、<u>住民</u>の避難誘導を行う。</p> <p>② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘査し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、<u>地域の住民</u>に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。</p> <p>(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 ① (略) ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、<u>住民</u>の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。</p> <p>(5) 国への措置命令の要請等 (略)</p>	<p>令に基づき、武力攻撃災害から<u>市民</u>を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、北はりま消防組合（加東消防署）は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><b>第3 生活関連等施設における災害への対処等 (略)</b></p> <p><b>第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等</b></p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害応急対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 武力攻撃原子力災害への対処</b></p> <p>(1) 地域防災計画_____等に準じた措置の実施 市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（風水害編等対策編）の原子力災害応急対策等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を<u>原子力防災管理者</u>_____から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) モニタリングの実施 <u>市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（風水害編等対策編）の原子力災害応急対策等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(4) <u>市民</u>の避難誘導 ① 市長は、知事が<u>市民</u>に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、<u>市民</u>の避難誘導を行う。</p> <p>② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘査し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、<u>市民</u>に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。</p> <p>(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 ① (略) ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、<u>市民</u>の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。</p> <p>(6) 国への措置命令の要請等 (略)</p>	<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正</p> <p>平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>字句の修正</p> <p>第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正</p> <p>数字のずれ</p>

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
(6) 安定ヨウ素剤の服用 (略)	(7) 安定ヨウ素剤の服用 (略)	
(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施 市長は、避難の際の <u>住民</u> 等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県 <u>国民保護計画</u> の定めに準じた措置を講じる。	(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施 市長は、避難の際の <u>市民</u> に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県 <u>保護計画</u> の定めに準じた措置を講じる。	第1編第1章1(2)で定めた省略形に修正
(8) 職員の安全の確保 (略)	(9) 飲食物の摂取制限等 <u>市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（風水害編等対策編）の原子力災害応急対策等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u>	平成29年消防庁通知消防国第70号に伴う字句の修正
<b>2 NBC攻撃による災害への対処</b>  市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。 (1) 応急措置の実施 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の <u>住民</u> に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。 (2)～(4) (略)  (5) 市長の権限 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。  表 (略)  市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人 <u>に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</u> 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。  表 (略)  (6) 要員の安全の確保 (略)	<b>2 NBC攻撃による災害への対処</b>  市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。 (1) 応急措置の実施 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の <u>市民</u> に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。 (2)～(4) (略)  (5) 市長の権限 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。  表 (略)  市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人 <u>（上記表中の占有者、管理者等）</u> に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人 <u>に通知する。</u> 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。  表 (略)  (6) 要員の安全の確保 (略)	数字のずれ  第1編第1章1(5)で定義した「市民」に修正  字句の修正
<b>第8章 被災情報の収集・報告及び公表</b>  市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告及び公表に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。	<b>第8章 被災情報の収集・報告及び公表</b>  市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告及び公表に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。	

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

1 被災情報の収集及び報告	1 被災情報の収集及び報告	
<p>(1) 市は、電話（携帯電話を含む。）、簡易デジタル無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び____場所又は地域____発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知（平成29年2月7日消防応第11号消防庁長官通知（一部改正））に基づき、迅速性を最優先とし、可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1) 市は、電話（携帯電話を含む。）、簡易デジタル無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、<u>発生した</u>場所又は地域、<u>発生した</u>武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知_____）に基づき、迅速性を最優先とし、可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。</p> <p>(4) (略)</p>	字句の修正  一部改正が頻繁にあるため削除し、当初の通知日の記載
<p><b>2 被災情報の公表</b></p> <p>(1) 市民____への広報 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民____に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。</p> <p>① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において市民____に正確かつ積極的に情報提供を行うため、災害広報責任者を設置して、一元的に行う体制を確保する。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) 災害総合相談窓口の設置 (略)</p>	<p><b>2 被災情報の公表</b></p> <p>(1) <u>市民等</u>への広報 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、<u>市民等</u>に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。</p> <p>① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において<u>市民等</u>に正確かつ積極的に情報提供を行うため、災害広報責任者を設置して、一元的に行う体制を確保する。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) 災害総合相談窓口の設置 (略)</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
<h3>第9章 保健衛生の確保その他の措置</h3> <p>市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	<h3>第9章 保健衛生の確保その他の措置</h3> <p>市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	
<p><b>1 保健衛生の確保 (略)</b></p> <p>市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 健康対策 ①・② (略) ③ 市は、県と連携して、巡回健康相談の実施にあたり、災害時<u>要援護者</u>の心身双方の健康状況の把握に努める。 ④ (略)</p> <p>(2) 感染症対策 ① 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、____ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。 ② (略)</p>	<p><b>1 保健衛生の確保 (略)</b></p> <p>市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 健康対策 ①・② (略) ③ 市は、県と連携して、巡回健康相談の実施にあたり、災害時<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状況の把握に努める。 ④ (略)</p> <p>(2) 感染症対策 ① 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒<u>並びに</u>ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。 ② (略)</p>	字句の修正  字句の修正

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>(3) 食品衛生確保対策 (略)</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p>① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、<u>住民</u>に対して情報提供を実施する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(5) 栄養改善対策</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 市は、県と連携して、巡回栄養相談の実施にあたり、災害時<u>要援護者</u>をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p>	<p>(3) 食品衛生確保対策 (略)</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p>① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、<u>市民等</u>に対して情報提供を実施する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(5) 栄養改善対策</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 市は、県と連携して、巡回栄養相談の実施にあたり、災害時<u>要配慮者</u>をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p>	第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正
<p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(1) 廃棄物処理の特例 (略)</p> <p>(2) 廃棄物対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」【平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成】等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する<u>または</u>不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p> <p>③ (略)</p>	<p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(1) 廃棄物処理の特例 (略)</p> <p>(2) 廃棄物対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」【<u>平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室改定</u>】等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する<u>又は</u>不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p> <p>③ (略)</p>	平成30年の改定を踏まえ修正
<p><b>3 文化財の保護 (略)</b></p>	<p><b>3 文化財の保護 (略)</b></p>	字句の修正
<p><b>第10章 市民生活の安定に関する措置</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。</p>	<p><b>第10章 市民生活の安定に関する措置</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。</p>	
<p><b>1 生活関連物資等の価格安定 (略)</b></p>	<p><b>1 生活関連物資等の価格安定 (略)</b></p>	
<p><b>2 避難住民等の生活安定等</b></p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 (略)</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、<u>_____</u> 使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p><b>2 避難住民等の生活安定等</b></p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 (略)</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付<u>又は</u>納入に関する期間の延期、<u>_____</u> 市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免並びに使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	字句の修正
<p><b>3 生活基盤等の確保 (略)</b></p>	<p><b>3 生活基盤等の確保 (略)</b></p>	

## 【新旧対照表（国民保護計画）】

&lt;現 行&gt;

&lt;改 正 後&gt;

&lt;修正理由&gt;

<p><b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b></p> <p>市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>※ 特殊標章等の意義について 千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。</p> <p>(1) 特殊標章等（略） (2) 特殊標章等の交付及び管理 市長、消防団長又は水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 ① 市長（略） ・ 市の職員（消防団長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 消防団長及び消防団員 ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ② 消防団長 ・ 消防団長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 消防団長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 消防団長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ③ 水防管理者 ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 (3) 特殊標章等に係る普及啓発（略）</p> <p><b>第4編 復旧等</b></p> <p>第1章・第2章（略） 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p>	<p><b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b></p> <p>市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>※ 特殊標章等の意義について <u>1949年8月12日</u>のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。</p> <p>(1) 特殊標章等（略） (2) 特殊標章等の交付及び管理 市長<u>及び</u>水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 ① 市長（略） ・ 市の職員<u>_____</u>で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 消防団長及び消防団員 ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ② 水防管理者 ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 (3) 特殊標章等に係る普及啓発（略）</p> <p><b>第4編 復旧等（略）</b></p> <p>第1章・第2章（略） 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p>	<p>字句の修正</p> <p>消防団長が交付できるものではないため削除</p> <p>該当の消防職員並びに水防団長及び水防団員がいないため削除</p> <p>消防団長が交付できるものではないため削除</p> <p>数字のずれ 該当の水防団長及び水防団員がいないため削除</p>
--	---	---

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 市民の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>(1) 市民の権利利益の迅速な救済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。</li> <li>② 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</li> </ul> <p>【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。 (法第82条) 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。 (法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市民の権利利益に関する文書の保存</p> <p>市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処 (略)</p>	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。 (法第82条) 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)		訴訟に関すること。 (法第6条、175条)		<p>市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 市民等の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>(1) 市民等の権利利益の迅速な救游</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。</li> <li>② 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。</li> </ul> <p>【市民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。 (法第82条) 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。 (法第6条、175条)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市民等の権利利益に関する文書の保存</p> <p>市は、市民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民等の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処 (略)</p>	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。 (法第82条) 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)		訴訟に関すること。 (法第6条、175条)		<p>第1編第1章1(5)で定義した「市民等」に修正</p>
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。 (法第82条) 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)																	
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)																	
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)																		
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)																		
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。 (法第82条) 応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)																	
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)																	
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)																		
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)																		